

20th anniversary

土壤汚染対策法制定 20周年記念誌

令和4年6月

環境省 水・大気環境局 土壤環境課

本誌の内容に関する留意事項

- 寄稿の内容は執筆者の責任で記述いただいたものであり、必ずしも環境省の見解ではない。また、内容の誤りがないかの確認は可能な限り行ったが、修正が必要になった場合は、修正した電子データを環境省ウェブサイトに掲載する。
- 年は和暦表示を基本としたが、各寄稿文の初出時に西暦を併記するなど、一部に西暦表示を残した。
- 文中に記載されている組織の名称や人物の肩書は、特に断り書きのない限り、記述されている出来事当時のものである。

目次

巻頭言	1
寄稿編	3
「土対法」成立・改正前後を中心に、当時、脳裏を去来した様々な思い出	松本 聰
土壤汚染対策法の制定と改正で言い足したいこと	浅野 直人
土壤汚染対策法制定から 20 年を経て	大塚 直
土壤環境基金のころ	由田 秀人
人の和	伊藤 哲夫
豊洲問題燃え盛る中での、土壤汚染対策法改正案の国会提出	高橋 康夫
平成 29 年土壤汚染対策法改正 ～適切ナリスク管理の推進～	是澤 裕二
「油汚染対策ガイドライン」の策定について	太田志津子
土壤汚染対策法と水質汚濁防止法の地下水対策の統合に向けて	中杉 修身
土壤地下水汚染問題との出会い	平田 健正
土壤汚染対策を支えるもの	勝見 武
土壤汚染地の有効活用	佐藤 泉
土壤汚染対策法と所有者責任	寺浦 康子
土壤汚染対策法制定 20 周年記念誌発行に寄せて	鈴木 康史
土壤汚染対策法制定 20 周年を記念して	大野 眞里
「法対象外基準不適合土壤の運搬・処理」に関し規制・措置の提案活動を実行	
法の精神を意識して	中嶋 卓磨
祝成人！益々の進化を期待！！	澁谷 正宏
調査及び措置に関わる技術的事項の検討に実務者として関わってきて	奥村 興平
より経済的で人にやさしい対策・処理方法を期待	中島 誠
サラリーマン人生を汚染土壤とともに	小松 稔明
記者として接してきた土壤汚染対策法	辻本 健二
規制実務を担う自治体における 2 回の法改正の経験	名古屋 悟
～今後の土壤汚染対策制度の更なる発展に向けて～	
横浜市の土壤環境保全行政の歩み	田中 利和
土壤汚染対策法と名古屋市における土壤・地下水汚染対策	赤間 知行
まあ営業部長みたいなもので…	堀田 裕之
	西尾 哲茂
資料編	47
年表	
当初法制定関係	
第一次法改正関係	
第二次法改正関係	

土壌汚染対策法制定20周年を迎えて



環境大臣 山口 壯

令和4年は、土壌汚染対策法が制定されて20周年を迎える極めて意義深い年です。土壌汚染対策に携わる幅広い関係者の皆様に、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

土壌汚染の歴史は古く、明治期に足尾鉍毒事件が発生した渡良瀬川流域をはじめとして、昭和期にはイタイイタイ病が発生した神通川流域等、主に農用地で問題となっていました。このため、昭和45年に「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」が制定され、農用地の土壌汚染対策が講じられてきました。

市街地等を対象とした土壌汚染対策につきましては、土壌汚染の判明事例の増加に伴い社会的関心が高まり、法制化を求める社会的な要請が強まってきたことを受けて、平成14年に「土壌汚染対策法」が制定されました。その後、平成21年と平成29年の2回の改正を経て、土壌汚染による健康被害を防止するための枠組みとしての土壌汚染状況調査の実施、調査結果に基づく区域の指定、指定された区域内の土地における汚染の除去等の措置の実施、他人に汚染土壌の運搬・処理を委託する場合の管理票交付の義務付け等を通じて、土壌汚染に関する適切なりスク管理を推進してきました。

近年の土壌汚染の調査件数については、これまでの法改正を通して調査契機の対象が拡大されたことにより増加傾向にあり、土壌汚染が見つかる件数も増えてきました。改正法、各種ガイドライン等について、今後とも各方面への丁寧な周知を継続して実施することが重要と考えております。また、環境負荷や社会的・経済的側面が十分に評価・考慮されないことによって、人の健康リスクの観点からは必要以上の措置が実施されている例（汚染土壌を掘り出す掘削除去等）がなお多い状況です。低コスト・低負荷型の調査・対策技術の検討等を通じて、合理的な措置の普及を推進してまいります。さらに、現在、政府を挙げてデジタル化を通じた行政の効率化を推進しており、土壌汚染対策法に関しても、各種手続きのオンライン化をはじめとして、順次対応を検討・実施してまいります。

今後とも、関係者の皆様のご支援をいただきながら、全力で取り組んでまいりたいと考えています。最後になりましたが、皆様の益々のご発展とご健勝をお祈り申し上げまして、ご挨拶といたします。

寄稿編

「土対法」成立・改正前後を中心に、当時、脳裏を去来した様々な思い出

寄稿

東京大学名誉教授 松本 聡

(制定時：中央環境審議会土壤農薬部会長、
一次改正時：中央環境審議会土壤農薬部会長、
土壤制度小委員会委員長)



国民の安全と安心の確保を図るため、土壤汚染の状況の把握、土壤汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壤汚染対策を実施することを内容とする「土壤汚染対策法」（以下、土対法という）が平成14年（2002年）5月22日に成立し、29日公布された。

この土対法はその後、掘削除去された汚染土をどこに移動し、どのように処理されたかをしっかり確認しないまま、目の前の汚染土がなくなれば、問題の解決がなされるかのようなとんでもない誤解がひろまり、掘削除去後の汚染土の厳格な管理も含めて、汚染土の取り扱いの見直しが必要となり、平成21年に土対法の法改正が行われた。

これらの時期、たまたま、中央環境審議会委員・土壤農薬部会長として、また、改正時、審議会に設置された土壤制度小委員会の委員長として、数多くの難しい審議をまとめたことを思い出しながら、本紙面を借りて、取りとめもない文章を綴ってみたい。

委員会は、所謂「法」の制定に関わる専門家、環境行政の専門家、環境汚染物質の動態・濃度規制の専門家、不動産企業関係者、また、業界の代表者の中には、重金属汚染が関係する現場で、直接構造物の建設に携わる関係者や、天然の重金属を含む地層・鉱床などに関係する企業関係者など幅広い分野からの人たちで構成されていた。しかし、筆者のように、例えば、農耕

地土壤のように、本来、有害物質による汚染が少ない綺麗な土壤中での物質動態を専門とする者は、きわめて少なかったと記憶している。委員会は公開で行われたため、傍聴席は発言を許されない人たちで満席になることが多く、土壤の重金属汚染が、当時から、多くの人々の関心を心得ており、委員会開催の都度、ある種の緊張感を覚えたものである。

さて、この委員会で何よりも勉強になり、同時に驚いたことは、これまで、大学で土壤の理化学的性質の細かな検討や土壤生態学を、あるいは地力窒素とか腐植で説明を試みていた地力・肥沃度を研究の中心に置いてきた筆者にとっては、同じ土壤とは言え、あまりにも議論する中身が異なっていることに当惑した。委員会での最大の論点は、人の健康を害する恐れのある土壤汚染を如何にして、人の生活空間から遠ざけ、人体に入るリスクを遮断するかということであり、小手先の技術で回避できるものではなかった。本委員会にしばしば登場した言葉に「掘削除去」があった。汚染土壤がどのような状態で埋設されているかで、掘削除去の方法、除去後の汚染土上の取り扱いも異なってくる。土壤汚染が発見される箇所はしばしば、埋め立て地であることが多く、そのため、地盤強度が軟弱であり、場合によってはヘドロ状になっており、しかも、ビル・家屋など大きな構造物が迫っている場合が多い。

当然、仮に、掘削除去をそのような場所で行うことになれば、その作業は困難を極めるし、経費も非常に高くつくことは想像するに難くない。例えとしての表現は適切ではないが、汚染土の掘削除去は、不発弾の撤去とは、全くことなるものであり、予測出来ないきわめて高い危険性を伴うものでなければ、一時を争う緊急性もない。また、特殊な専門性の高い知識の必要性もない。したがって、作業困難な場所での掘削除去は却って、汚染土の拡散を起こすこともあり得ることを考えると、敢えて、掘削除去を強行する必要はないのではないか、そして、やむを得ず汚染土の搬出を行わざるを得ない場合には、汚染土の管理を厳格に行うことで対応できないかという意見が強く出され、平成21年の法改正では、先ず、この点を取り入れられた。更に、潜在的な汚染土の発掘に対しては、自主的な調査も含めた汚染の実態を的確に把握する機会を拡大し、発見された土壤汚染を適切に管理するための区域と必要な対策の明確化を盛り込むことも付加された。

土壤汚染問題に対して、ある程度の取り扱いに慣れて来るようになった頃、全く異種の分野からの議論で頭を悩ます事態が招来した。それは、土壤汚染対策においては、リスクコミュニケーションをしっかりと進めておかないと、問題が発生してからでは、住民の不安をいたずらに掻き立てるだけで、收拾がつかなくなるという土壤汚染問題に潜むもう一つの側面、すなわち、社会・経済的な側面であった。そもそも、リスクコミュニケーションとは、ある土地に土壤汚染問題が発覚したとして、その対策費用の負担や土地価格の下落など経済活動への影響がすぐに表れるという問題を背景に、周辺住民と関係事業者間で、情報交換をならびに意見交換を頻繁に行い、双方の意志によって、よりよい対策方針を決定するという建設的な手法をいう。しかし、実際には、主として経済的理由から、汚染土

壤をそのまま放置する区域（ブラウンフィールド）が実在し、大きな社会問題に発展する可能性を秘めている。このような不幸な区域がなくなるためにも、環境リスクを避けつつ、経済負担を小さく抑えるリスク管理型の対策が絶対的に必要で、リスクコミュニケーションの積極的な取り込みはきわめて重要であると思う。

この問題に関連して、筆者は一度だけ、住民と関係事業者間の会合に出させてもらったことがある。そこでは、単に土壤汚染に関する知識を共有するだけではなく、会合に出席した人たちの間で、立場による価値観の違いが当然あるわけで、それを自由に披露し、少しでも価値観の違いを埋めながら、互いに理解する必要があるという意見がだされたことを、新鮮な感覚で聞かせてもらったことを記憶している。土対法の中身も、これからは、時の流れとともに関係者の間で、より高度な対話が進められることを願って止まない。

土壌汚染対策法の制定と改正で言い足したいこと

寄稿

福岡大学名誉教授 浅野 直人

(制定時及び一次改正時：中央環境審議会委員
(土壌農薬部会及び土壌制度小委員会所属)、
二次改正時：同土壌制度小委員会委員長)



土壌汚染「防止法」でなく「対策法」を制定

土壌汚染対策法（土対法）制定時の参議院審議に参考人として出席した折に環境委員会の委員からなぜ「対策法」かと質問されました。確かに、農用地土壌汚染対策法もあるわけです。しかし、土壌汚染は大気汚染・水質汚濁あるいは廃棄物適正処理の結果生じるもので、防止法とすることにすれば大気汚染や水質汚濁規制にさらに屋上屋を重ねることになると答えたことを思い出します。もっとも建設廃土を廃棄物に入れることに否定的な当時の状況を思いつつ、廃棄物処理の法制度が十分でないとするればその改正は国会の責任ともつけ加えましたが……

リスク管理法の草分けとしての「土対法」

土対法準備の段階では、土壌の汚染が発見された土地の地価は大きく下がるので法制定には反対、との声も聴こえてきました。しかし汚染地の地価は本来低くはらずでありそれを隠蔽することには疑問があります。また、人の健康に有害な汚染土地を放置するべきではありません。ただ、そこで講じられるべき「対策」は人の健康リスクの低減であって汚染の完全浄化である

必要はない、ということが、平成14年（2002年）の土対法制定の折に採用された考え方でした。つまり、土対法は健康リスク管理法だったのです。そしてこの土対法制定は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」を、同法制定当初の公害対策法的性格の法令から環境リスク管理法的な法令へと大きく模様替えをさせた平成15年改正よりも、1年前であったことも、記憶されておいてよいと思います。

汚染原因者でなく土地所有者の責任を前面に

経営者の配偶者名義土地での原因企業の廃棄物不適正処理による土壌汚染の浄化が、原因者無資力として、全額公費負担でなされたのに、その後さらにその土地が第三者の廃棄物処理施設へ賃貸されようとした事案を経験しました。土地所有者には自分の土地から生じる危険を防止する最終的な義務があることは、民法717条但し書の趣旨からも明らかです。原因者の責任が第一との多くの意見を押し切って土対法3条以下に所有者を位置づけたことは正しかったと思います。汚染原因行為の結果すでに生じている土壌の汚染状態からの人への健康リスク回避が土対法の目的ですから、自己の所有する土地でありながら、原因者確定やその（計画倒産などによる）無資力による汚染対策の困難

や遅れが生じていることを傍観できるということもおかしなことだと考えられないでしょうか。ただ、所有者が真の汚染原因者を探し出して、負担した対策費用を求償することについて、8条2項で民法724条2号の特例を定め、請求権の時効消滅を大きく伸ばしました。これによって、費用負担をさせられた所有者への配慮を少しだけすることができました（法制審議会にかけることなく民法の特例が決まったのは内閣法制局の理解があったからでした）。

廃掃法にならっての工夫も

汚染土地から搬出された汚染土壌の浄化等の処理には細かいルールが必要でしたが、これを法条文化することは大変なことでした。そこで、汚染の除去等の措置に関する技術的基準は少々乱暴であるとは思いつつも、環境省令で定めるものとしたことでした。もっともこのようなやり方は廃掃法の体系には見られるもので、廃掃法の例にならって、ということで一応の説明を図るとともに、汚染土壌を廃棄物として廃掃法によって処理の規制ができなかったことを補ったともいうことでもあったわけでした。なお、この状態は、平成21年の法改正で汚染土壌の適正処理確保に関する規定を整備したことによって解消されました。

やや消極的なギブアップ条項の追加

土対法ができたことを契機に、法での義務なしに任意に汚染調査がされ汚染が判明する例も増えてきました。自己の所有する土地が公衆の健康へのリスクの原因となる状況が判明したのであれば、これを報告してもらうことを求める制度にすることも望まれました。しかし、義務なく調査した結果の報告義務化はできないとの法制局の見解があったらしく、平成21年改正では、14条での法による指定区域への自主的指定申

請を可能とすることに留められ、しかも申請は当該土地所有者全員の同意を要するというやや消極的な仕組み追加になりました。せっかく発見されたのにそれが隠蔽されて後に問題となった汚染事例がまだ発見されていないのは幸いなことです。

完全浄化の必要はないことがより理解されるために

土対法ができると各地で汚染土地が発見され、その多くで、地価回復を願ってか、汚染の完全浄化が行われる傾向が多くみられました。土対法制定時には、汚染対策対象土地が広がりすぎないための配慮として、工場・事業場廃止時にだけ調査義務を課していました。上述の平成21年改正では、この点を改めて法の適用範囲拡大を図ったものでしたが、他方では、法が汚染土地の完全浄化を要求しているわけではないことを明確にすることを念頭においての改正が行われました。ただし汚染土地であるかどうかを調査すべき機会が増え、そのために自然由来の汚染土地や海面埋め立て土地での汚染発見という場合が増えてきましたので、運用面で手続きを緩和する必要も出てきました。平成29年改正は、これらについて運用面でおこなわれてきた特例扱いを法律本文にも反映させたことも含めて、規制緩和が目立つ改正を内容とするものでした。このためか、操業中の工場敷地にも再開発時には汚染状況の調査義務を課するという大きな規制強化が図られたことは目立たず、この折の改正法案が全会一致の賛成による可決でなかったことは少し残念でした。

土壤汚染対策法制定から20年を経て

寄稿



早稲田大学法学部教授 大塚 直
(制定時、一次改正時及び二次改正時：
中央環境審議会委員・臨時委員
(土壤農薬部会及び土壤制度小委員会所属))

土壤汚染対策法の制定、2度の改正に関与させていただきました。

市街地の土壤汚染に関して法律制定の検討が環境庁で始まったのは平成4年(1992年)でした。森脇昭夫博士(元中央環境審議会会長)を座長とする検討会が発足しましたが、当時は手探りの状態でした。高橋滋教授(現法政大学法学部教授)と私が法学者からの委員となり、当初から参加させていただきました。

当時、わが国には農用地土壤汚染防止法は存在しており、外国には、1980年に制定されたアメリカのスーパーファンド法があり、1990年代にはEUやドイツでも土壤汚染の修復を対象とした検討が始まっていました。

わが国では平成12年あたりから土壤汚染対策法の検討が本格化しました。環境省土壤環境保全対策の制度の在り方に関する検討会「中間とりまとめ」(平成13年9月)、中央環境審議会土壤農薬部会土壤制度小委員会「今後の土壤環境保全対策の在り方について」(平成14年1月)にも参加させていただきました。最後まで残った議論は、土壤汚染対策の責任主体として、原因者と土地所有者の関係をどうするかでした。私としては、汚染者(原因者)負担原則の方向性を存置する必要があると考えましたが、他方で、土地所有者の責任を重視する見解もあり、考え方は分かれました。

元来ドイツ法においても、土壤汚染に関しては、警察法に由来する土地所有者の状態責任を中心とする考え方と、特に環境法で重視される原因者負担の考え方が併存しており、当時のドイツ土壤保全法案においては、両者の責任は対等であるが、原因者の方が優先するという解釈がなされており、わが国でどのような立場を採用するかは、かなり微妙な問題でした。さらに、わが国の土壤汚染対策法は、筆者の主張を容れていただき、スーパーファンド法に対してアメリカで指摘された批判等を尊重し、原因者と土地所有者の責任を連帯責任とする立場を採用しなかったため、両者の責任の関係を明確に打ち出す必要が生じ、この点に関してドイツ法における以上に難しい判断を迫られることになりました。

結果的に、土壤汚染対策法は、対策義務者として土地所有者を掲げつつ、3要件が満たされた場合には(土地所有者ではなく)原因者が対策義務者となることとし(7条)、さらに、8条で、措置命令によって汚染除去をした土地所有者が原因者に求償できるとする規定を置いたため、両者のバランスを図ったものになりました。

その後、本法に関しては平成21年と平成29年の改正にも関わらせていただきました。平成21年改正では、特に3点重要な改正がなされたが、紙数の関係から立

ち入りません（大塚『環境法（第4版）』363頁以下参照）。同改正では、当時土壌環境課長であった笠井俊彦氏が活躍されました。平成29年改正で土地所有者等に汚染除去等計画の提出義務が課されたのは、長年の宿題が実現したものでした。

他方、現在本法のガイドラインは極めて大部のものとなっており、対策をとる者の視点を取り入れ、いかに活用しやすいものとするかが重要になっているといえます。土壌汚染対策法や施行令についても、いくつかの問題があります。今後わが国でガソリンスタンドが廃止され、土壌汚染の原因者が不明になることが見込まれる中、ベンゼンを含む石油の扱いを検討すべきでしょう。本法の目的が「健康に係る被害の防止」に限定されており、土壌汚染が公害であるにもかかわらず、生活環境被害の防止は含まれていないこと、また、下位法令や運用で対応可能な点として、指定支援法人の基金の活用による助成金及び融資がほとんど活用されていないことも問題として残されています。

土壌環境基金のころ

寄稿



(公財) 日本環境整備教育センター理事長 由田 秀人
(制定後：環境省環境管理局水環境部土壌環境課長)

平成13年(2001年)の省庁再編の頃、私は旧厚生省産業廃棄物対策室長、環境省産業廃棄物課長として、30年余り保管が続いていたPCB廃棄物の処理を進めるべく、5か所の地元関係者への理解を求める段取りや、予算、関係法律などを担当させていただき、全力を尽くしたので疲れ果てていた。

平成14年6月某日に、土壌環境課長へと内示をいただいた。それまで、土壌農薬課と称していたが、土壌汚染対策法の制定とともに土壌環境課となったようで、この土壌汚染対策法を担当する光栄な初代の課長であった。

この内示をいただいたときに、正直に言って、自分がやり始めたとはいえ、PCB事業の開始で疲れ果て、ほっとしたのが当時の気持ちであった。

次官から呼ばれ、内示はもらったかと聞かれ、少し休ませて頂けるのですね、と申し上げたところ、甘いの一言だった。異動日に局長から経緯を伺い、また、私の仕事が、民間企業の方々から基金をお願いして、拠出していただくことだと知り、少し青ざめた気がしたのが、思い出される。

土壌汚染対策法は私が着任する数週間まえに成立しており、1年後には全面施行、半年後には一部施行となっており、政省令作りや施行通知なども膨大かつ緻密な作業であったが、複数の優秀な課長補佐や係長な

どのスタッフもいたので、お任せし、左うちわという感じでもあった。

しかし、行政側が汚染を認定し、措置などをする場合に、当該土地の所有者や汚染原因者に負担能力がない場合には、その費用負担に支援するというのが基金の仕組みであり、その基金の拠出は国と民間ということであった。国の拠出は予算措置されており、民間からも拠出されることになっていた。この拠出されることになっていた民間側の拠出のめどが立たないまま、法律は成立しているのに、この法律を全面施行しようとする、ありえないことだが、空振りになるということである。制度の全面施行日は確定しているのに、それまでに拠出の目途をつけなければならない、ということになる。再び苦しくなり、追い詰められた感じとなった。民間の基金と言えば、産業界からの拠出ということになり、経団連関係者とのネゴということになるが、経緯としては、法律の成立前、相当の時間と手順も踏み努力は尽くされていた。従って、通常の手順では応じていただけないということになる。

今もそのようになっているかわからないが、経団連には産業界として分野別の委員会があり、環境管理委員会というのが大企業の役員級で構成されるもので、実際はその下にある各社部長級で構成されワーキンググループがあったので、そこに当たることとした。そ

れぞれ当たってみましたが、皆さん同情はしていただいた
が終わった話となっており、一緒に悩んでいただいた
方もいたが、いい知恵は出なかった。並行して、経団
連の一角ではあるが、日建連の土壤環境センターグ
ループにも相談していた。大手ゼネコンのこのグルー
プの方々は担当部長としては廃棄物担当部長の方々と
も同じ仲間の方々と、大変よく事情をご理解いただけ
ていた。ここで出てきた案は、土壤汚染対策の調査や
事業の1パーセント未満の割合で拠出していただくこ
と、拠出は任意であること、この案で関係者の合意が
得られれば経団連の組織にも持ち込み了承を得ること、
環境省の局長諮問検討会で合意を得ることなどの内容
と手順であった。私は疲れがスーッと消えた感じを覚
えている。当時のお一人お一人の関係者のお名前をあ
げて感謝の意を表したいところだが、まだその時期で
はないと控えさせていただく。もし、この記念誌を目
にされれば、当時のことに感謝させていただいている
ことをご理解頂ければと思う。



京都大学公共政策大学院特別教授 伊藤 哲夫
(一次改正時：環境省水環境担当審議官)

長崎税関への出向2年目を終えようとしていた時、環境省水環境担当審議官への異動の内示を頂きました。土壤汚染対策法の改正作業が既に始まっています。法律事項が満載の法改正になるに違いなく、胸が高鳴りました。まず始めたのは、法制定時の西尾哲茂環境管理局長の国会答弁を精読すること。西尾さんは、環境庁プロパーの中で私が最も尊敬する先輩です。緊張感とワクワク感が一層高まりました。

法の施行から5年が経過し、築地市場の移転予定地である豊洲の区域をはじめとして、法の対象とならない土壤汚染が各地で明らかになっていました。このため、改正法案では、土壤の汚染の状況の把握のための制度を拡充し、①一定規模以上の面積の土地の形質変更について都道府県知事への届け出を義務づけ、知事が土壤汚染の調査命令を出すことができるようにするとともに、②自主調査で土壤汚染が判明した場合に土地の所有者等が知事に対して規制対象区域として指定申請をすることができることとしました。

また、サイトごとの汚染状況に応じた合理的な対策を推進するため、規制対象区域を「土地の形質変更時に届出が必要な区域」と「盛土、封じ込め等の対策が必要な区域」に分類し、講ずべき措置の内容を明確化しました。

さらに、汚染土壤の不適正な処理による汚染の拡散

を防ぐため、規制対象区域からの土壤を搬出する際の規制措置を導入しました。

加えて、指定調査機関の信頼性を向上するため、その更新制等を導入しました。

豊洲新市場は、残念ながら開場が予定より遅くなってしまいましたが、土壤汚染対策については、東京都において、改正法上十分な措置が講じられていました。

この法改正は、当初想定していたよりも広範囲に及び、我が国の土壤汚染対策は大きく前進したと確信していますが、このことが可能となったのは、まずもって中央環境審議会の土壤制度小委員会において非常に建設的な議論を行って頂いたおかげだと思っています。とりわけ議論をリードしてくださった松本聡委員長、浅野直人先生、大塚直先生、中杉修身先生、佐藤泉先生、稲垣隆司愛知県副知事等の方々には、いくら感謝してもしきれません。環境庁の大先輩である佐藤雄也先生の存在も大きかった。私の直属の上司の白石順一水・大気環境局長は、「佐藤先生は純粋な学者先生だとばかり思っていた」と言っておられました。私の前任でもある白石局長には、法案の方向付けから国会回りのイロハに至るまで、幅広くご指導頂きました。

法案の作成は、情熱の人である笠井俊彦課長を中心に、警察庁出身の天野賀仁君、農水省出身の今野憲太郎君、元気いっばいの近藤慎吾君が当たってくれまし

た。彼らの強い思いと真摯な努力が、審議会の委員の方々にも、内閣法制局にも通じたのだと思います。法制局からも様々な有益なサジェスチョンをもらうことができました。また、関係する産業界の方々とも膝詰めでとことん話し合ってもらいました。その結果深い信頼関係が醸成されたことも、本当に良かったと思います。これがあったからこそ、翌年の十数年ぶりの水質汚濁防止法の改正も可能となりました。

技術面では、現在の土壤環境課長の高澤哲也君と下平剛之君が万全の対応を取ってくれました。農用地の担当で農水省出身の寺田剛君や久保健太郎君、美保雄一郎君にも痒い所に手が届くサポートをしてもらいました。寺田君らの資料整理は完璧で、何度緊急の時に助けてもらったことか。

庶務的なことについても吉池清四郎さん、志田雄一君、その後任の高橋尚子さんに安心して任せることができました。入省間もない難波厚君には法案の閣議決定後野党の先生方への説明に同行してもらいましたが、私が「疲れたから少し休もう」と言ったところ、「審議官、だめです。すぐ次の先生の所に行きましょう。」と言ってもらいました。感謝。

相模原市役所から岩橋花緒里さんが、UR都市機構から伊藤徳子さんが土壤環境課に研修生として来てくれたのですが、二人が配属されたのが国会での法案審議の前日で、初日から重要な戦力となって働いてもらいました。翌朝まで続くドタバタに二人とも「何ていうところに来てしまったのか」と思っていたでしょうが、何気に楽しそうでもありました。

衆議院環境委員会で始まった法案審議のトップバッターは、以前からお世話になっていた公明党の高木美千代先生。質問の初めの方で、事前の質問取りでは通告がなかったのですが、私を指名して、改正法が成立すると豊洲新市場の手続きはどうなるのか、と問われ

ました。これに無事答弁することができたことで、以降、私は平常心で国会審議に臨むことができました。審議を重ねていったある日、天野君から「法制局の参事官が、審議官の答弁は安心して聞いていることができる、と言われていましたよ。」との報告がありました。本当だろうかとも思いつつ、嬉しかった。

この法改正は、間違いなく、関係して頂いた皆さんの人の和によって成し遂げられたものです。その中心にあったのは、もちろん斉藤鉄夫環境大臣でした。斉藤大臣は、環境保全への思いがことのほか強く、かつ、部下思い。この大臣にどこまでも付いて行こう、と心の底から思っていました。法案が参議院環境委員会で可決され、役所に戻り、翌日の参議院本会議に上程されることを聞いて大臣が仰いました。「あとは、我々は何もしなくて待っているだけでいいんだよね。」そのお言葉に、大臣の深い満足感だけでなく、一抹の寂しさの思いを感じたのは、私の気のせいに違いありません。

豊洲問題燃え盛る中での、土壌汚染対策法改正案の国会提出

寄稿

(公財) 地球環境戦略研究機関所長 高橋 康夫
(二次改正時：環境省水・大気環境局長)



筆者が水・大気環境局長を務めていた平成29年(2017年)の通常国会において、土壌汚染対策法の一部を改正する法律案が審議され、同年5月12日、可決成立しました。当時、水・大気環境局は東日本大震災における原発事故に伴う除染も担当しており、同国会では、帰還困難区域の除染に関する規定を含む福島復興再生特別措置法の改正についても審議されたことから、慌ただしい日々を過ごしたことを記憶しています。

今回の法改正は、平成21年改正法の施行状況を点検した結果明らかになった課題を踏まえ、土壌汚染に関する適切なりスク管理を推進するため、土壌汚染状況調査の強化を図り、都道府県知事が汚染の除去等の措置内容の計画提出を命ずることとともに、一定の要件を満たす区域における土地の形質変更の届出及び汚染土壌の処理に係る特例制度の創設等の措置を講ずることを主な内容としており、いわば、規制の強化と緩和の両面を持つ内容でした。

浅野先生を委員長とする中環審土壌農業部会の土壌制度小委員会には精力的な御審議を賜り、産業界をはじめとするステークホルダーとの意見調整を重ねた結果、平成28年12月には第一次答申をいただきました。これを踏まえ、平成29年2月には与党の根回し、部会のプロセスに入ったわけですが、ここで一つ大きな

問題が生じていました。いわゆる豊洲問題です。

東京都の築地市場の移転先となる豊洲市場の施設は、平成28年5月に完成し、同年11月の完全移転・開業を予定していましたが、8月に就任した小池百合子東京都知事は、就任早々、土壌汚染の懸念等から豊洲市場の開場延期を発表し、9月には、豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議(座長は中環審土壌小委委員でもある平田健正先生)が設置されました。同会議は、平成29年6月に「今後の対応策」をとりまとめ、同じく6月には小池都知事は豊洲移転の方針を示すことになるのですが、この間、本件は連日マスコミ報道されて大きな社会問題となり、今回の土対法改正案の内容と豊洲問題は直接の関係はないものの、法案提出のプロセスと時期的に重なったため、大きな影響を受けることになりました。

まずは、法案提出に至る前段階の省内での議論においても、今次国会には複数の提出法案が予定され審議日程が厳しかったこともあり、そもそもこのような政治問題化する恐れのある法案の提出は見送るべきではないかとの議論もありました。さらに、与党議員の根回しを進めるなかで、特に東京都選出議員の中からは、このような時期に同法案を出すことは徒に世論を惹起するのではないか、あるいは、国として豊洲市場の安全性について評価を明確にすべきではないかといった

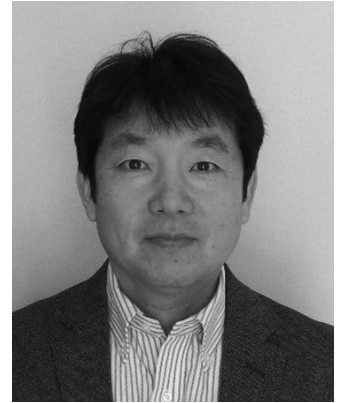
指摘を頂きました。平成29年2月下旬の自民党環境部会における2回目の条文審査で何とか了解を得ましたが、終了直後に、欠席していた複数の議員が会場に現れ、法案提出すれば野党・マスコミに口実を与え、都議選、衆院選にも影響を及ぼしかねず、環境省は責任を取れるのか、官邸ときちんと調整するように、との強い指摘を受けました。その後、法案提出前には関環境副大臣に官邸に行っていただき、土対法改正案は豊洲とは別問題であることを明確にして粛々と進める旨説明して了解を得る一幕もありました。2月末の自民党総務会では、このタイミングでの法案提出は火に油を注ぐ恐れがあるので、不必要に政治問題化しないよう、覚悟を持って臨むべきであるといったご指摘を頂いたうえで了承を得たわけですが、その後の国会審議を通じて、この時が最も緊張した瞬間であったかも知れません。

このような状況の中、当時の自民党役員の先生方にはご理解・ご指導を頂きました。特に、環境・温暖化対策調査会長を務められていた北川知克先生には、弱気になりがちな我々を強く励まして頂きました。結果的に、私にとっては本件が先生にご指導いただいた最後の案件になってしまいましたが、改めてご冥福とともに感謝の思いを捧げたいと思います。

平成29年土壤汚染対策法改正 ～適切なリスク管理の推進～

寄稿

国立研究開発法人国立環境研究所理事 是澤 裕二
(二次改正時：環境省水・大気環境局土壤環境課長)



土壤環境課長に着任して間もない頃、自治体で土壤環境行政を担当する知人から「土壤汚染対策法は悪法ですよ」と言葉をかけられました。旧知の間柄であったとはいえ、担当する法制度をここまでストレートに批判されたことはなく、心して取り組まなければという思いを強くしました。悪法という批判は、単に規制が厳しすぎるという指摘ではなく、土壤汚染問題の特性を踏まえて、リスクと規制のバランスを考え、円滑・柔軟な対応が可能となる制度への改善を期待する意見でもありました。

平成21年(2009年)改正法の施行(平成22年4月)から5年を経過し、産業界、自治体、土壤汚染対策に携わる関係業界等から様々な意見が寄せられる中で、法制度見直しの議論を進めました。その論点は、非常に多岐にわたるものであり、土壤汚染対策制度を構成する調査や区域指定等の仕組みの奥深さを感じさせるものでした。計8回にわたる中央環境審議会の土壤制度小委員会における議論と、国会審議を経て、以下の措置を講じることとなりました。

1. 土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大

工場が操業を続けている等の理由により土壤汚染状況調査が猶予されている土地で形質変更を行う場合に、

汚染の拡散が懸念されることを踏まえ、調査が猶予されている土地の形質変更を行う場合には、あらかじめ届出をさせ、都道府県知事は調査を行わせるものとする。

2. 汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等

要措置区域において、土地の所有者等が実際に実施した措置について、事前に確認する仕組みがなく、不適切な措置の実施等のおそれがあることを踏まえ、都道府県知事は、要措置区域内における措置内容に関する計画の提出の命令、計画が技術的基準に適合しない場合の変更命令等を行うこととする。

3. リスクに応じた規制の合理化

- ① 形質変更時要届出区域においては、たとえ土地の状況からみて健康被害のおそれが低くとも、土地の形質変更の度に事前届出が求められることから、臨海部の工業専用地域等の土地の形質変更は、その施行方法等の方針について予め都道府県知事の確認を受けた場合、工事毎の事前届出に代えて年一回程度の事後届出とする。
- ② 基準不適合が自然由来等による土壤であっても、指定区域外に搬出される場合には汚染土壤処理施

設での処理が義務づけられていることから、都道府県知事へ届け出ることにより、同一の地層の自然由来等による基準不適合の土壤がある他の区域への移動も可能とする。

4. その他

土地の形質変更の届出・調査手続の迅速化、施設設置者による土壤汚染状況調査への協力に係る規定の整備等を行う。

また、法改正後の省令改正により、自然由来等土壤の適正な管理の下での有効利用を図るため、都道府県知事の許可を受けて盛土等の構造物や水面埋立てに利用することを可能にする措置等も講じました。さらに、これらの制度改正に合わせて、各種の計算ツールやマニュアルの整備も行うこととなりました。法改正のキーワードは「適切なリスク管理の推進」でしたが、リスクに応じて規制を合理化する部分に焦点が当たり、国会審議では反対の議論もありました。私が担当を離れた後の話になりますが、これら一連の改正法施行のために平成31年1月に公布された改正省令は合計134ページに及ぶ大冊となり、官報の号外として印刷されました。環境省内にとどまらず、多くの有識者や専門家の方々に多大なご尽力をいただいた結果として実現できた制度改正であり、厚く感謝申し上げます。

29年法改正の議論と時を同じくして、東京都の豊洲新市場における土壤汚染対策が大きな社会的関心を集めました。食の安心・安全の確保というキーワードの下で、土壤汚染に対する徹底的な対策を求める声が強かったところに、対策工事の不備等が発覚し、連日マスコミに大きく取り上げられる事態となりました。その後、追加対策工事の実施と安全宣言を経て、新市場が開場されてから3年余りが経過し、最近では一般

の人々の関心を集めることはなくなりましたが、土壤汚染のリスク管理やリスクコミュニケーションの難しさを象徴する問題として、後世に語り継がれるものでしょう。土壤汚染対策法が有害物質の摂取経路として想定していない、揮発性物質の吸入によるリスクをどう考えるべきかという科学的な検討課題が提起されていたことも、書き留めておきます。

土壤汚染対策という複雑な問題に対応するための法律制度を社会に定着させていく上で、法施行からの20年は、安定した中間疾走に移行するまでの加速期間であったように思います。今後も科学的知見の充実や社会のニーズに応じて、我が国の土壤汚染対策制度が更に洗練され、より一層適切なリスク管理を行う制度へと発展していくことを期待しています。

「油汚染対策ガイドライン」の策定について

寄稿

環境省水・大気環境局大気環境課長 太田 志津子
(制定後:環境省環境管理局水環境部土壤環境課課長補佐)



私は、土壤汚染対策法が施行されてから2年4ヶ月たったばかりの平成17年(2005年)7月に土壤環境課配属となり、当時、総括兼市街地汚染担当補佐として、法に基づかない土壤汚染の発見の増加や汚染土壤の不適正な処理事案が見られることなどを踏まえて、同法改正(平成21年4月)に向けて、基礎となる各種調査研究などを行っていました。

配属期間は、平成18年3月までの9ヶ月間でしたが、この間、一番時間をかけて取組んだ、鉱油類を含む土壤に起因する油臭・油膜問題への土地所有者等による対応の考え方を取りまとめた「油汚染対策ガイドライン」の策定経緯についてご紹介したいと思います。

油汚染については、油臭や油膜といった生活環境の保全の観点からの対応が求められますが、これらに関する科学的知見等が十分に集積されておらず、平成14年1月に取りまとめられた中央環境審議会答申「今後の土壤環境保全対策の在り方について」の中で、「早急に油による土壤汚染の実態把握、影響評価についての知見の集積を図る必要がある。」との指摘を受けるとともに、土壤汚染対策法が制定された時の国会での衆参環境委員会の附帯決議でも「油類等の汚染実態の把握などについての早急な科学的知見の集積努力」といったことが盛り込まれました。

こうした背景のもと、平成17年6月24日に開催された中央環境審議会第19回土壤農薬部会(松本聰部会長)で、土壤汚染技術基準等専門委員会(森田昌敏委員長)において「油汚染対策ガイドライン」について検討することが決定されました。同専門委員会は、同年10月から平成18年1月までに3回(第6~8回)開催され、取りまとめた油汚染対策ガイドライン(案)について、同年1月18日から2月17日まで、パブリックコメントが行われました。パブリックコメントでは、341件のご意見をいただき、主なご意見として、人の健康保護の観点からの検討が必要ではないか、油臭や油膜についても具体的な数値基準を設けた方がよいのではないかと、取り上げられていない有用な技術や方法について排除されないようにされたいなどございました。それらご意見に対する対応も検討した上で、同年3月8日の第9回の同専門委員会で油汚染対策ガイドラインが取りまとめられ、同年3月31日に開催された第20回土壤農薬部会に報告されました。

本ガイドラインは、油汚染問題が生じたときの対応の考え方などをまとめた第一編と、第一編で取り上げた調査と対策に関する技術的資料である第二編から構成され、第二編は、基礎編の第一部と専門編の第二部からなります。

本ガイドラインの策定にあたっては、平成9年度か

ら11年度にかけて自主事業として油の暫定処理目標について検討していた（社）土壤環境センターにおいて、平成12年度から、環境省請負事業として、本ガイドライン策定に資する各種調査を実施し、平成15年度には当該センター内に油汚染土壤調査・対策指針検討調査検討会を設置し、平成17年度にかけて、ガイドラインの素案の検討が行われました。

平成17年3月からは、石油連盟、（社）土壤環境センター及び環境省の3者による合同会合が同年12月までに15回開催され、本ガイドラインに盛り込む内容や環境省請負先の検討会・中央環境審議の専門委員会に提出する資料について、調整を進めました。環境省では、主に当時の土壤環境課長と私の2人で対応にあたり、経済産業省や経団連に適宜説明するとともに、関係業界との間で、TPH（全石油系炭化水素）濃度の取扱いなどについて、膝詰めの議論を行いました。

本ガイドラインは、人の健康被害の防止を目的とした土壤汚染対策法では対象としていない、油臭や油膜による生活環境保全上の支障の除去を目的としており、土地所有者等が油膜を発見し、油臭を感知した時等が調査の契機となり、個別の土地毎に、人の感覚で油臭・油膜を判断するといった土壤汚染対策法とは異なる特徴があります。TPH濃度については、科学的知見が十分とは言えず、本ガイドラインでは、人の感覚での油臭・油膜の判断を補完し、関係者の共通の理解を得るための手段との位置づけとなりました。また、調査・対策技術についても、本ガイドラインに掲載した技術以外の技術であっても、同等以上のものであればその使用を制限するものではないとしています。

土壤汚染は、長期にわたり滞留・蓄積すること、汚染を体感しにくいこと、土地は所有者の私的財産であること、対策によっては多額の費用がかかったり、長

期間にわたるなど、大気汚染や水質汚濁といった他の環境媒体の汚染等とは異なる特徴がある、非常に対応が難しい分野であり、ブラウンフィールド問題も含め課題が数多く残っています。

土壤汚染対策法も、関係の皆様方のご尽力により、これまでに平成21年4月及び平成29年5月の2回の大きな改正が行われてきましたが、残された課題の解決に向けて、調査・対策の技術開発を含め、土壤汚染対策の更なる進展に期待したいと思います。

土壌汚染対策法と水質汚濁防止法の地下水対策の統合に向けて

寄稿

元・国立環境研究所化学物質環境リスク研究センター長、上智大学教授
中杉 修身

(制定時及び一次改正時：中央環境審議会臨時委員
(土壌農薬部会及び土壌制度小委員会所属))



環境省の昭和57年度(1982年度)の調査により、全国的な地下水汚染の広がりが確認された。この汚染を調べたことが、私が地下環境の有害物質汚染に関わるきっかけとなり、さらに有害物質の供給元となる土壌汚染についても研究することとなった。国立環境研究所に所属していたこともあり、有害物質による地下環境汚染の研究者が多くなかったことから、土壌汚染対策法(土対法)の制定に当初から深くかかわることになったが、この法律の内容には一定の責任があると思っている。

土壌汚染を特定した法制度は、農用地土壌汚染防止法を除いて土対法が現在のところ唯一の法制度である。地下環境汚染の未然防止については水質汚濁防止法(水濁法)などで対応されており、改めて法制度を設ける必要はないと判断され、有害物質が残留しやすい特性を踏まえて、土壌中に残留する有害物質による健康被害の防止する土対法を制定することになったが、その制定にあたっては様々な課題があった。とくに、技術的に解決が不可能であった課題については、一定の割り切りのもとで調査方法や試験方法を定め、それに基づいて法制度を構築していった。

まず、土壌汚染の程度をどのように把握し、健康リスクを評価するかが大きな課題であった。地下環境の有害物質の存在量を地上から知ることはできないため、

採取した土壌について人への曝露に関わる地下水への溶出量と表面土壌の含有量を測定し、評価することとした。有害物質は地下環境では土壌粒子、間隙ガスと地下水に分布しており、土壌粒子を採取しても、地下水や間隙ガスに分布したり、土壌粒子の間隙に存在する有害物質の一部を地下に取り残すことになるが、取り出した土壌粒子の汚染の程度を把握することで、健康リスクの有無を判定できると考えた。

さらに、土壌空間中の有害物質は三次元的に不均一に存在しており、できるだけ細かく資料を採取する必要があるが、調査に多くのコストがかかる。土対法の調査は健康リスクが懸念される土壌汚染の有無を調べるものであり、汚染が確認できていない段階で、多大な調査費用を土地所有者に求めることは合理的ではないと考えた。既に得られている調査における土壌汚染の広がりを見ると、一定程度土壌汚染を見落とす可能性が考えられたが、平面的には10m×10mの区画の中心点で、また深度方向には深さ10mまでを基本として調査を求めることとした。

土対法では、このような割り切りを行わずに得なかったため、健康リスクが懸念される土壌汚染を見落とすおそれがないとは言えないが、見落としをできるだけ小さくするため、調査・試験方法や対策の実施方法に細かいルールを定める必要があった。これに

よって、各種ガイドラインが膨大になり、分かり難いものとなってしまい、改正するたびに、ますます膨大になっている。この原因の一つは土対法だけでできるだけ土壌汚染による健康被害を防ごうとし過ぎていることがある。

この問題を解決するには、水濁法の地下水汚染対策との連携が必要である。水濁法の地下水対策と土対法の土壌対策はいずれも地下空間の汚染による健康被害の防止を目的としているが、必ずしも法制度の運用において整合が十分に図られているとは言えない。両者の役割をしっかりと整理して、それぞれの役割を明確にすることにより、土対法における様々なルールを簡素化することができるのではないかと考える。難しいかも知れないが、土対法と水濁法の地下水部分を加えて、新たな土対法を制定することを検討してはどうか。

土対法によって、一定の機会に土地所有者に健康リスクの懸念される土壌汚染の有無を確認する調査を求める。調査・試験方法による割り切りのため、土対法で見落とされた健康リスクについては、水濁法に基づく地下水監視を効率化して地下水汚染を見つけ出し、汚染源を突き止めて、その地下環境の汚染状況について徹底的な調査と浄化対策を求めることにしてはどうか。

土壌汚染に関しては、健康被害のみならず、生物生態系を含めた生活環境への影響への対応が法改正のたびに求められているが、生物保護のために大きな負担を求めることに社会的な合意を得るのは難しいと予想される。海外で既に定められている制度を単に導入するだけでなく、土壌汚染の生態影響に関する知見を整理し、どのような汚染に対応を求めるのかについて、しっかり議論を行う必要があると思われる。この点についても、土対法と水濁法の連携が必要と思われる。

さらには、土壌汚染にとどまらず、土壌が持つ機能

に人間活動が及ぼす影響を解明し、望ましい土壌の姿を描き、その実現を目指した包括的な土壌保全制度の構築を目指すことが求められるようになってきていると考える。包括的な土壌保全制度の構築を目指す場合には、土地利用ごとに望ましい土壌の姿が異なり、水濁法と土対法との連携にとどまらず、土地に関わる数多い法制度の関係をどのように整理するのか、さらには土地利用の変更をどうするか、水濁法と土対法との難しい問題が待っていると考えられるが、少しずつでも議論を始めていくことが必要ではないだろうか。

土壌地下水汚染問題との出会い

寄稿



和歌山大学名誉教授 平田 健正
(二次改正時：中央環境審議会臨時委員
(土壌農薬部会及び土壌制度小委員会所属))

土壌地下水汚染問題との出会いは、昭和57年(1982年)に実施した環境庁(当時)の地下水汚染調査でした。全国15の都市で1360検体の地下水を採取し、その試料からトリクロロエチレンやテトラクロロエチレンなどの揮発性有機塩素化合物が現在の環境基準に照らして3~4%が超過して検出された事実は、衝撃ですらありました。

調査の契機は、米国サンタクララバレー(通称シリコンバレー)で1,1,1-トリクロロエタンやトリクロロエチレンによる土壌地下水汚染が発見され、しかもIC産業など先端産業が汚染原因であっただけに大きな社会問題となっていました。翻って当時のわが国は、国全体がシリコンアイランドと呼ばれるほどICや精密機器生産の世界基地でありました。洗浄剤としての使用目的が米国とほぼ同じであり、シリコンバレーで発見された土壌地下水汚染と似通った汚染の存在が予想されてはいました。そうした当時の状況で実施された全国規模の調査結果は、予想を遙かに超えるものでした。

なぜ全国各地で土壌地下水汚染が顕在化しているのか、汚染のメカニズムは何か、など解明すべき課題は多く、環境省の実施する汚染調査や対策は、闇夜にカラスを探す様でありました。揮発性があるのだから大気中に気化し、雨に溶け込み土壌や地下水に侵入する、

そのような経路も検討されました。確かに $1\mu\text{g/L}$ 程度の汚染を惹起することはあるでしょう。でも環境基準を遙かに超える汚染は、今では原液状の汚染物質が土壌地下水中に存在し、少しずつ溶け出し、地下水汚染の拡大と長期化を招いていると考えられています。

国立環境研究所時代にメスシリンダーにガラスビーズを充填し、下半分を水で満たした多孔体を作り、トリクロロエチレン原液の浸透実験を行いました。トリクロロエチレンは驚くほど速く上半分の不飽和層を浸透し、粒径が大きい多孔体では容易に地下水面を通過してメスシリンダーの底に到達すること、粒径が細かい多孔体では地下水面上に溜まり浸透量の多い場合には地下水層にも侵入すること、が分かりました。いずれの実験でもトリクロロエチレンは極めて容易に不飽和層を浸透し、その動態は正に揮発性有機塩素化合物の物性を反映しています。粘性や表面張力は水より小さく、比重は水より大きい特性です。特に帯水層底面の粘性土上に溜まりやすい性質は、調査のガイドラインにも明確に書き込まれている重要な挙動特性です。

今から30年以上も前のことになりますが、これらの結果を学会などで発表すると、少々訝し気な質問を受けたことが懐かしく思い出されます。

調査にしても至る所に孔をあけて土壌を採取し、分析すればそれなりの結果は得られるでしょう。でも的

を絞らないと、多額の経費が掛かります。トリクロロエチレンなどは不飽和土壌中の空気に気化し、地表面にまで上ってくるであろうし、この特徴を利用して地表面付近の土壌ガスを採取分析すれば、汚染物質の侵入地点や高濃度地点を絞り込むことが出来ると信じて、表層土壌ガス調査も行いました。簡単な検知管、ノーマルヘキサン法や活性炭吸着電磁加熱法を汚染源の判明している現地に適用して、汚染検知の精度比較を行いました。これらの結果も揮発性物質の調査法に生かされています。

原位置の浄化対策も多くの自治体の協力を得て、実証試験を行っています。汚染物質が高濃度で存在している場合には、汚染土壌の除去が手っ取り早く実施されることが多いと思います。掘削除去の是非はともかく、土壌も土壌水も原液状の汚染物質も同時に除去できるからでしょう。でも大抵の場合、地下水にまで侵入した原液状の物質は除去できず、その後は地下水揚水対策が行われます。揚水浄化は、汚染物質の水への溶解速度に律速されるため、水に溶解しにくいトリクロロエチレンなどの除去には時間はかかりますが、確実に地下水浄化できる技術です。20年近い揚水で30トンくらいのトリクロロエチレンを除去した事例もあります。

二重吸引の実証試験も行っています。夜の冷気で水マノメータが凍ったこと、騒音でお叱りを受けたことが記憶に鮮明です。対策が進むと物理的技術では除去する汚染物質量が次第に減少し、対策に要する経費は除去した物質と同量の金と同じか上回るほど高価になることも明らかになっています。対策の初期から最終段階まで、画一的な技術で目標濃度を達成することは難しく、汚染状況に応じた適切な技術選定の重要性を示唆しています。

原位置の土壌地下水中で汚染物質を化学的に、ある

いは微生物を用いて分解する技術も実用化されています。こうした分解技術を用いて一度は環境基準を達成しても、リバウンドする現象が知られています。粘性土などに侵入した汚染物質が徐々に溶出するからで、そのため粘性土内の汚染物質まで浄化する手法として熱をかけ追い出して、地下水中で原位置分解する一連の技術開発が進んでいます。

土壌地下水汚染対策に関わり始めて40年が経過しようとしています。調査対策技術の発展と相まって法整備が進み、当初とは隔世の感があります。社会的に認知された今だからこそ、改めて土壌地下水汚染への取り組みを考える時期に来ていると思います。時宜を得た法改正は社会が求めるのでしょうか、小手先の修正は汚染問題を複雑化させるようにも思えます。人や情報がシームレスにグローバル化する時代にあって、わが国独自に発展してきた手法には限界もあるでしょう。法制度を含め国際的な比較に耐えうる環境データの解析や施策を具体化していくことが重要と考えます。

土壌汚染対策を支えるもの

寄稿

京都大学大学院地球環境学堂教授
勝見 武

(二次改正時：中央環境審議会専門委員
(土壌制度小委員会所属))



土壌汚染対策法の制定 20 年を記念し、同法の制定やメンテナンスに関わられた環境省をはじめとする関係者の方々には、これまでのご尽力に心から敬意を表したく存じます。土壌環境基準と指定基準が別個のものであるという基本的なことすらわかっていなかった不勉強の私に、いくつかの検討会の委員を担当させて頂いて既に 10 年以上が経ちました。その間、検討会の先生方、環境省や土壌環境センター・産業廃棄物処理事業振興財団のご担当の方々には多岐にわたるご教示を頂いて参りました。特に平成 29 年（2017 年）の法改正の折には、自然由来等土壌の活用に係る制度化に関与する機会を頂き、研究者・専門家として貴重な経験をさせて頂きました。厚くお礼を申し上げます。

本記念誌の読者の方々には釈迦に説法となりますが、土壌の問題は様々な分野と関わっています。土対法ではコアとなるのはいわゆる環境問題ですが、公共色の強い社会基盤整備や建設事業とも密接に関わっていますし、個人の資産や法人・事業所の経営の問題とも相互に影響します。科学の観点からは、土壌学、地盤工学、地質学など媒体となる土・地質に関する知見とともに、化学、物理化学、生物学、熱力学なども必要になってきます。法令遵守が強く求められる現代社会において、このような様々な分野と関わりのある土壌の問題について、一定の公平性と公正性を保ちながら社

会の制度として方向性を出していく難しさを、勉強させて頂いています。ところで、公平性や公正性ということになりますと、どうしても手続き的な側面に目がいきがちですし、また、「誰がやっても同じ答えができる」ことが求められる傾向にあるとも言えます。幸い、世の中はいろいろなものがどんどん便利になって、ネット検索のように「すぐに答えが得られる」便利なツールも豊富です。それはそれでよいことだと思いますが、世の中の全体の傾向として、サイエンスに基づく思考が少し疎かにされていないかが気にならなくもありません。中でも、地質・地学の知見をもっと大切にすべきではないかと思っています。私的な話で恐縮ですが、子供が通っていた高等学校はスーパーサイエンススクール（SSH）に認定され、理科教育のうち物理や化学には力を入れた教育が展開されていましたが、地学教育の機会は少し物足りなかったように記憶しています。学園の限られた教育資源を有効に活用する上では、物理や化学（さらに生物）が重点化され、地学教育がそのあおりを受けることは理解できなくもありません。物理や化学は理系の重要な受験科目ですし、地学の諸々の事象を理解するのに物理や化学の知識が基本となることもわかります。しかし、地球の成り立ちを記述する地学は、地質や気象など地球環境問題を議論する上で重要な科目であるはずで、現代社会に

生きる我々こそ、リテラシーを高めるべき分野だと考えます。大学でも、多くの大学の地学教室が教育運営に大変な苦勞をされているとお聞きしています。私自身、これまで地学をきちんと勉強する機会を逸してきたことは大きなハンディキャップで、なんとか挽回したいと思っています。このような状況下でありながら、土壤汚染対策の現場対応にあたって、法令上必要なデータのみを取得するのではなく、その現場の地質・地下水・地形などの状況を把握され、科学のバックグラウンドに基づいた上で法令遵守に努めておられる多くの技術者がいらっしゃるのは素晴らしいことだと思います。

「『手離れの良い事業』をこえて」というフレーズを、機会あるごとに使って参りました。冒頭に申し上げたように、土対法の下で自然由来の基準不適合の土壤の利用が可能となり、適用の方法にも幅が広がることになりました。活用にあたっては、施工中・施工後のモニタリングが今まで以上に重要になると考えられ、適用する工法や現場の条件によっては、より精度の高い評価や長期のモニタリングが求められることになるでしょう。一方、建設事業では「手離れのよい」ことが好まれる場合が多く、建設時のコストを引き換えにしても、長期のモニタリングの実施をできる限り避けたい意向が少なからずあることもお聞きします。しかし、日本の地質土質の特性と多発する災害の条件下での社会基盤整備の重要性を考慮しますと、土の様々な特性を踏まえつつ、モニタリングをしながら土を積極的に使っていく、そして少々長く、手はかかるが社会基盤整備や環境保全など様々な観点から総合的にみてよりよいものをつくっていくという方向性がもっと議論されてもいいのではと考えています。様々な工法で評価やモニタリングが行われることによって科学的データが蓄積されていくことは、自然由来の基準不適合土壤

を含む様々な土壤の対応について、さらなる発展を約束するものとも考えられます。

土・地質・地下水・地形は多様なもので、ここにしかないというものもあります。我が国の自然環境は、多様な食品やお酒などを産み出すもととなっていて、それが社会と文化の礎ともなっています。国レベルの普遍性と地域の固有性の両立といったところでしょうか。土壤の法制度について、今後も、おいしい料理やお酒を頂くためにも、普遍と固有のバランスをとりながら、ゆとりを持ちつつ自然環境を守る法律であってほしいと願っています。同時に、土壤の問題に携わる多くの方々がそれぞれの専門分野の知見を活かし、同時に前向きな自己研鑽につながりうる場を提供するものであってほしいとも思います。

土壌汚染地の有効活用

寄稿

佐藤泉法律事務所 弁護士 佐藤 泉
(一次改正時：中央環境審議会臨時委員
(土壌農薬部会及び土壌制度小委員会所属))



現在土壌汚染地はどのように有効利用されているのか。また今後どのように有効利用すべきなのか。このような基本的問題について答えることは難しい。まず、日本の土地のほとんどで法定調査が行われていない。また現実には、自然由来・埋立地由来の土壌汚染地が相当数ある。さらに、土地の所有者は不必要な調査を行わず、また自主的調査をしてもその結果の公表を好まない。

私が法律相談を受ける事例では、土壌汚染はないと思って念のために自主的調査をしたところ、汚染が見つかってしまったというものが多くある。相談者は、土地の売主、買主、賃貸人、賃借人、企業買収当事者、清算会社など様々である。自主調査は限定的であるため、敷地全体を調査すべきか、対象物質全部を調査すべきか、汚染原因者を特定することが可能かなど、土地の所有者の悩みは深い。さらに、この土地を有効利用する場合どの程度の情報公開が必要か、行政に相談すべきか、対策費用の上限はいくらか、将来どのような責任を追及される可能性があるかなど、今後の対応を図りかねている。

このような相談は、人生相談と同じである。依頼者に寄り添い、よく話を聞きながら、現実的で法の趣旨に沿った解決方法を一緒に考える。一番大切なのは土地の利用履歴、汚染の程度、将来の土地利用用途など

の前提事実の調査である。最後は、依頼者の決断に任せることになる。しかし、依頼者が決めるといのは、弁護士としてあまりに無責任ではないか、依頼者のリスクを最小限にするために私にできることは何か、これが私の悩みの種となる。

とにかく土壌汚染対策費用が高すぎる。これが私の率直な意見である。土壌汚染対策地の対策をみると、掘削除去が圧倒的に多い。平成21年(2009年)法改正等により、掘削除去偏重を抑止する改正は行われたが、不動産の評価、利用という側面では依然として「浄化」が要求される傾向にある。民間取引では、土壌環境基準に事実上連動した指定基準に基づく汚染の有無が重視され、リスク評価を活用することが困難だ。また自然由来と同程度の汚染であっても、土地利用には大きな支障が生じる。結局、汚染土壌を豆腐のように切り取って、全量撤去し、汚染土壌処理業者に処理委託せざるを得ないことが多い。建設業では、土の切り盛り、残土処理、鋼矢板による遮水作業は、普通のことかもしれない。しかし、土地所有者にとっては予定外のコストであり、紛争も増える。リスク評価の導入とコストの削減、これが、私が土壌汚染対策法に求める一番の希望だ。

土壤汚染対策法と所有者責任

寄稿

エンデバー法律事務所 弁護士 寺浦 康子
(二次改正時：中央環境審議会専門委員
(土壤制度小委員会所属))



土壤汚染対策法制定 20 周年に際し、その制定・改正、周知・執行及び遵守に尽力してこられた皆様に対して敬意を表します。

私は平成 29 年（2017 年）改正に向けた中央環境審議会土壤制度小委員会等における審議に関与させていただきましたが、最も印象に残っているのは、各自治体や関係事業者の方々が熱心に会議の傍聴にいられたことでした。実務を担う方々に与える影響の大きさを実感した瞬間でした。また、立法事実の基盤となる情報や知見を、広く、正確に、偏りなく収集することに対する課題にも直面しました。

土壤汚染対策法は、他の典型的な公害規制法と異なり、未然防止ではなく事後の対策を講ずることに主眼を置き、汚染原因者のみならず、原因に帰責性のない土地所有者等（土地の管理者、占有者を含む）にも責任を負わせている点に特異性があります。

我が国の法体系においては過失責任が原則とされ、民法 717 条が例外的に土地の工作物等の所有者に無過失責任を負わせているにすぎませんでした。ところが、土壤汚染対策法は、誰が土壤汚染による健康被害防止の対策を取ることができるかという対策の実効性の観点から、帰責性の有無にかかわらず、土壤汚染の調査義務及び健康被害防止措置義務を第一義的に土地の所有者等に負わせることとしました。これは画期的であ

る反面、土地所有者にとっては所有権という権利に伴う新たな義務が創設されたことを意味します。特に、汚染原因者が不明な場合（立証不能な場合を含む）や自然由来の土壤汚染の場合には汚染原因者に費用償還請求等をすることもできず、最終的な負担を負うことになります。

近年、危険な盛土が原因とみられる大規模な土石流災害の頻発を契機として、これを防止するため建設発生土規制条例を制定する動きが加速化しており、その多くにおいて土地所有者等の責任が何らかの形で定められています（何らかの帰責性又は関与を責任の要件とするものもある一方、無過失責任といえるものもあります。）。全国で一元的に適用される法整備の必要性を叫ぶ声もあり、土地所有者の責任はここでもクローズアップされています。

人の生命・身体への被害防止対策の実効性担保のために、土地所有者が、どのような条件でどのような責任を負うべきか、またそのためにどのような法整備をすべきかは、今後さらに検討が必要な分野となると考えます。

最後に、平成 29 年改正審議等でご一緒させていただいた細見正明先生のご逝去を悼むとともに、その多大なご貢献に心より感謝申し上げます。

土壤汚染対策法制定20周年記念誌 発行に寄せて

寄稿

一般社団法人不動産協会環境委員会委員長、
東京建物（株）理事 鈴木 康史
(二次改正時：中央環境審議会専門委員
(土壌制度小委員会所属))



土壤汚染対策法制定 20 周年を迎えられたこと誠に
おめでとうございます。また、法制定前から今日までの
環境省をはじめ地方公共団体、有識者ほか関係各位
のご尽力とご指導に感謝申し上げます。

さて、不動産協会は、マンションの開発・分譲、オ
フィスビル・商業施設・物流施設等の開発・運営、住
宅・不動産の仲介などを行う大手不動産企業により構
成され、工場跡地の取引や再開発等に伴う土壤汚染対
策問題に取り組んで参りました。

土壤汚染対策制度に関し当協会は、国民の健康被害
を防止する観点からの安全性を確保できる範囲で、合
理的な基準、迅速な手続き、情報公開と統一的な運用
により規制が行われ、合理的な対策により貴重な資
産・資源である土地と土壌が有効活用されるように法
整備されることが肝要と考え、法制定・改正時の検討
に参加いたしました。

法制定時、調査の契機は原則「施設廃止時」でした
が、これ以外に工場跡地の売買時に多く行われた自主
調査が法に準じる方法で実施されるようになり、平成
21 年（2009 年）改正では「土地の形質変更時」が追
加されるとともに自主調査結果を法に取り込む途が開
けました。また「形質変更時要届出区域」を設け、合
理的な対策の増加が期待されました。分譲マンション
では購入者の不安感が払拭でき事後のリスク管理が不

要な全量掘削除去が多く選択される傾向がありますが、
土地所有者がリスク管理可能な物流施設、オフィスビ
ル、商業施設では舗装等の事例も見られます。

私は、平成 29 年の法改正時に土壌制度小委員会に
専門委員として参加し意見を述べました。軽微な土壌
汚染について国際的な規制レベルを踏まえ必要最小限
度の規制に抑えること、土地台帳による情報公開の強
化、飲料井戸の情報を事業者が容易に把握できること、
自然由来の基準不適合土壌を諸外国と同様に一定の管
理下で資源として活用すること等を要望し、全体とし
て改善が実現しました。

一昨年の菅前総理の所信表明の中で、2050 年カー
ボンニュートラル実現が打ち出されて以来、地球温暖
化対策等の環境問題が一層大きく取り上げられるよう
になりました。地球温暖化対策や土壤汚染対策の環境
対策は、いかに後世や後人に負の遺産を残さないかと
いう課題にどう対処するかではないかと思います。こ
のことを絶えず念頭に置きながら、今後も環境問題に
対処していきたいと思えます。

土壤汚染対策法制定20周年を記念して

寄稿



(株) エックス都市研究所代表取締役、
一般社団法人 土壤環境センター副会長
大野 眞里

私が土壤汚染に関わる直接の契機は、平成3年度(1991年度)に環境庁から受託した土壤汚染対策に係る諸外国法制度に関する調査でした。その縁で平成4年に土壤環境浄化フォーラム(現・一般社団法人土壤環境センター)の設立に参加し、平成7年6月の「土壤汚染・地下水汚染対策制度に関する提言書」の作成に関わりました。その後、国際比較環境法センターに参加する有識者の方々と「過去の行為に伴う土壤汚染対策の責任は誰に課せられ、また、その費用を誰が負担するのか」について議論し、法制化の難しさを痛感しました。当時、誰もが法制化は非常に難しいと受け止めていました。

しかし、平成11年の「ダイオキシン類対策特別措置法」でダイオキシン類の土壤環境基準が定められたものの、対策に係る制度が無いことの問題が改めて浮き彫りになり、潮目が変わったと思います。平成12年12月、環境庁内に「土壤環境保全対策の制度の在り方に関する検討会」が立ち上げられ、また、中央環境審議会にその成果を踏まえた諮問がなされたことで、法制化の動きが現実のものとなりました。ただ、法案の骨格が明らかになるにつれ、関係者の間では対策義務が発生する土地が非常に限定されることへの不満が渦巻きました。

しかし、これは過去の汚染への対策という難しい課

題に関する法案であり、利害関係者による不毛な議論が起こらないように、環境省環境管理局長(当時)西尾哲茂氏の下で周到に準備し、法案の通過を優先する狙いがあったのだと受け止めました。また、最も議論が生じやすい、クリーニング店等の中小企業の負担能力の限界に対処するため、基金による支援の仕組みも用意されていました。その結果、平成14年第154回国会で、あまり反対もなくスムーズに法案を通過させたのは見事だったと思います。私も、参議院環境委員会に参考人として出席し土壤汚染対策法の意義について説明する機会が与えられ、土壤汚染対策のルールが出来ることの重要性を強調し、法案成立にささやかではありますが協力させて頂きましたことは懐かしい思い出となっています。

一方、民間側からの基金への供出については経済団体からの協力が得られず、法の施行の前提となる基金設立の見通しが立たない状況にありました。当時、由田秀人土壤農薬課長のご教示を受け、土壤環境センターが会員の協力の下、汚染土運搬に関して基金への寄付金付き紙マニフェスト(平成21年の法改正により管理票の使用が義務化)を自主的に運営することにより、土壤汚染対策法の円滑な施行に協力したことは、関係者の皆様の記憶に留めて頂ければ幸いです。

「法対象外基準不適合土壌の運搬・処理」に関し 規制・措置の提案活動を実行

寄稿



清水建設（株）エンジニアリング事業本部
土壌環境事業部長 中嶋 卓磨

この度は、土壌汚染対策法制定 20 周年を迎えられたことを心よりお祝い申し上げます。また記念誌への寄稿を弊社にご依頼いただき、厚く御礼申し上げます。

弊社は土壌汚染問題に対し、昭和 60 年代より調査・対策事業者として取り組んでまいりました。土壌汚染対策法制定に先立つ平成 13 年（2001 年）には土壌汚染対策に対応する社長直轄の専門組織として「土壌環境本部」を設立、翌平成 14 年に事業部門であるエンジニアリング事業本部内の組織となり、今日に至るまで一貫して土壌汚染対策に取り組んできております。

私は平成 4 年に、当時土壌汚染問題を担当していた「環境保全エンジニアリング部」に配置換えとなって以降、現在に至るまでおよそ 30 年間、土壌汚染対策を担当してまいりました。

土壌汚染対策法関連では、「平成 22 年度 汚染土壌の運搬処理に関する検討会 マニュアル WG」・「平成 23 年度 汚染土壌の運搬・処理に関する WG」に所属、平成 23 年に公表された『汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂版）』・『汚染土壌の処理業に関するガイドライン（改訂版）』並びに平成 24 年に公表された『汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第 2 版）』・『汚染土壌の処理業に関するガイドライン（改訂第 2 版）』の検討に携わりました。いずれの検討

会も環境省様からの発注により公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団様が事務局を担っておられました。最も思い出深いことは、「法対象外の基準不適合土壌の運搬・処理」に関して何らかの規制・措置がとられるよう提案活動を行ったことです。当時は自然由来の基準不適合土壌は法対象外であり、また発注者の法対象外の基準不適合土壌に対する理解が進んでいなかったため、建設発生土調査で判明した基準不適合土壌に関する発注者との設計変更交渉が難航するケースが多々ありました。これに関し、不適正処理を助長しかねない発注条件等の具体例を他の委員や環境省様にお示しすることで、法対象外の基準不適合土壌に関する議論を深化させる活動を行ったことを懐かしく思い出します。

未筆ながら、土壌汚染対策に係る皆様がたの一層のご発展とご活躍を祈念致しまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

法の精神を意識して

寄稿

日鉄エンジニアリング（株）都市インフラセクター
土壌環境修復推進部専門部長
澁谷 正宏



土壌汚染対策法制定 20 周年、誠におめでとうございます。

私が土壌・地下水汚染の業務に初めて従事したのは平成 2 年でしたので、かれこれ 30 年以上前となり、その当時は、ガイドラインの前身である調査・対策指針も、さらには土壌環境基準もありませんでした。

このため、当初は“いかに土壌汚染の状況を正確に把握し、客先にご理解頂くか”ということが一番の念頭に置いて、土壌や土壌ガスの採取を自ら行い、分析の方法・理論を勉強しました。

今はガイドラインがあり、調査地点の設定方法から土壌・地下水の採取方法まで、事細かに決められており、その通りにやればまず間違いは起こらないようになっています。

その一方で、“ガイドラインの通りにやらないといけない”という考えも生まれてしまっていることも否めません。ガイドラインには、法の考え方や調査・対策方法の概念も記されていますが、実務者は「この考え方は何を言わんとしているのか」というところまでもっと深読みをしなければいけないと思っています。

土壌・地下水汚染の現場は、地質・地下水・対象物質等々の各種条件が組み合わさった非常に複雑な状況で起きており、まったく同じ条件の現場というのはいずれ無いでしょう。そして、ガイドラインはこの多種多

様な状況を全て網羅したことまで書き切れないのです。

そこで実務者が意識しなければいけないのは“法の精神”です。なぜこの地点・方法・構造なのか、2 年間モニタリングをやることで何が評価できるのか等々、考え出したらキリがありませんが、このような意識を持つことで、どのような状況下であっても臨機応変に現場を対処できますし、客先や行政の方と建設的な議論ができ、ひいては汚染問題を根本的に解決できます。

土壌汚染対策法は、平成 14 年（2002 年）からの運用の中で、現場からの声や汚染原因者からの声などを踏まえて、改正や新規制定など種々のブラッシュアップが図られてきました。今後も、社会の環境に対する意識やニーズに応じてさらに見直しされるでしょう。ただし、根幹をなす“法の精神”だけは不変であって、我々実務者は今後もそれを意識していきたいと思えます。

祝成人！益々の進化を期待！！

寄稿

東京都環境局環境改善部化学物質対策課
土壌地下水汚染対策担当 奥村 興平
(元・応用地質(株)環境エンジニアリング
事業部 理事技師長)



土壌汚染対策法制定 20 周年！成人されたことを心からお祝い申し上げます。

今回記念誌に投稿という栄誉を戴き、大変感謝しております。

公害から環境への転換期にあり、自然環境との調和(共生)、持続的発展・資源循環等社会認識が高まる中で、典型 7 公害のアンカーとなる土壌汚染対策法の法制化に環境化学に関する技術屋として、微力ながら携った思い出とエールを記します。

① 日本の地下水は大丈夫か？

アメリカシリコンバレーでの有機塩素化合物による地下水汚染に伴う重篤な健康被害が発生したことを受けて、法制定の契機となる全国地下水汚染実態調査が行われた。

関係自治体からの対象井戸選定・採水等に際してのご協力(円滑な調査遂行)、及びご担当からの浅井戸・深井戸の定義は？との問いに答え得なかったこと等が思い出です。

② 自然由来(浚渫埋立)と謂えども健康リスクはある！

火山国である日本では、各所に重金属を含む鉱化変質した地質が分布する土地、また、海水や海洋生物等により有害物質を含む海底堆積土で埋め立てた土地がある。

このような土地が、道路・ダム・造成等の社会資本整備に係る場合、専門バカとして超難問であったが、明快な方針が示され納得した。

③ 法施行に係る技術的手法の解説書作成：平成 14 年(2002 年)の熱い議論！

公正な規定を重視する環境省のご担当と地球の医者自称する面々((財)土壌環境センター会員：自薦・他薦)とが約 1 年に亘り暑い議論を交わしました。特に、資料調査(問診)による「おそれ」分類、土壌ガス調査(触診)による判断、ねばならない措置と望ましい措置(治療)などについては「性善説・性悪説」等倫理観に係る議論にまで至りました。

措置のための詳細調査、特に地下水汚染に関しては地質構成・汚染物質等により多種多様なケースが想定され確たる記述が出来ませんでした。

20 年間に亘って、官学産及び住民が一体となって培った経験知を礎に、法の目的(人の健康保護)に沿った「土壌環境と土地活用の健全化」のために益々の進化を遂げられることを願っています。

調査及び措置に関わる技術的事項の検討に 実務者として関わってきて

寄稿

国際航業（株） フェロー
防災環境事業部（地盤環境研究）
中島 誠



土壤汚染対策法が制定から20周年を迎えられたことを心からお慶び申し上げます。

土壤汚染対策法が制定された当時を思い出すと、土壤の汚染か土地の汚染かという議論がよく行われていました。環境構成要素である土壤の汚染としてよりも資産価値を有する土地の汚染として社会問題化し、土壤汚染の調査・対策に係わる実務も土地の汚染に対応するという観点で行うことが増えていました。そのような状況の中、環境要素としての土壤の汚染という原点に立ち返り、人の健康被害の防止を目的として土壤汚染対策法が制定されたことに共感すると同時に、一方で、果たしてこれで社会の満足が得られるのだろうかと思った記憶があります。

土壤汚染対策法の制定後は、指定調査機関の技術者として土壤汚染の調査や対策に引き続き従事するとともに、土壤環境センターの環境省請負事業を通じて、法に基づく調査及び措置に関わる技術的事項の検討に関わるようになりました。「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置の技術的手法の解説」の作成や土壤ガス調査の採取及び測定の方法についての環境省告示の作成、その後の「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」の作成や改訂等、土壤環境センター会員企業から集まった精鋭たちが環境省の担当者と様々な議論を熱く交わしながら検討しまとめてい

く姿は20年経った今でも変わらず続いています。

土壤汚染対策法が社会に根付き、人の健康被害のおそれをなくした上でその状態が維持されるよう土壤汚染を管理していくというリスクベースの考え方も受け入れられるようになってきました。一方で、汚染されているあるいは汚染されているおそれのある土壤や地下水が安全な状態で管理され続けるよう、それらの変化や移動についてトレーサビリティを確保し、長期的にマネジメントしていくことが益々重要になってきていると思います。

これらの課題の解決も含めて、わが国の土壤汚染対策がさらに発展することを祈念いたします。

より経済的で人にやさしい対策・処理方法を期待

寄稿



三友プラントサービス（株）
取締役 小松 稔明

弊社グループは平成2年（1990年）頃より汚染土壌対策に取り組んでおり、特にトリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物に汚染された土壌の対策に注力していました。対策現場に何度も足を運びましたが、土壌や地下水のサンプルから猛烈な溶剤臭が発生したのを覚えています。このような水を飲用には絶対ありませんが、どうしても昭和40年代の公害病の被害者の様子が記憶に残っており、健康被害が出ないよう祈ったものでした。

その後、全国で比較的規模の大きい事業者が土壌の汚染状況調査を実施し、汚染対策を行ってきた状況の中、平成15年に土壌汚染対策法が施行され、法の適用を受けた汚染土壌の対策が始まりました。平成23年には汚染土壌処理業に関する省令が公布され、これを契機に、汚染土壌の処理が本格化したと考えています。ただ、その頃には汚染そのものを問題視し、掘削除去と場外搬出、そして汚染土壌処理施設における処理が主流となり、土地所有者の負担が大きくなりすぎるといった課題も浮き彫りになっています。汚染物質の生態系への浸入を未然に防止するのが本来のリスク管理の考え方であり、リスクコミュニケーションやオンサイト措置の適用なども検討されました。しかしながら、首都圏の利便性の高い土地の修復には、その完了までの工程管理が最も大切であるという点から、それ

以降も掘削除去が対策の中心的な手法であったと考えています。

いずれにせよ、関係者に課せられるのは、人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を図ることにより国民の健康を保護することです。次いで、経済的な側面を捉えながら実施する対策のあり方を検討することです。こうした諸事情を背景に、今後もより経済的で人にやさしい対策・処理方法の確立を期待し、業界の一員として貢献していく所存です。

サラリーマン人生を汚染土壌とともに

寄稿



DOWA エコシステム（株） ジオテック事業部
取締役事業部長 辻本 健二

この度は、「土壌汚染対策法制定 20 周年」誠におめでとうございます。自国の土壌・地下水を健全に保つという大義を持ち専念できたことは、まさに土壌汚染対策法のおかげと感謝しております。

これまでの私のサラリーマン人生は、汚染土壌対策とともに歩んできました。平成 3 年（1991 年）に鉱山を知らない地質屋として入社し 3 年が経つころ営業部へと異動が決まり、「汚染土壌」や「土壌浄化」といった言葉を初めて耳にしました。それは DOWA の鉱山事業からの転換期であり、秋田の選鉱設備を土壌浄化施設に応用するという先人のアイデアを、具現化するタイミングでした。汚染土壌を対策するにはまず調査を実施しなければならず、調査技術者兼営業として私に白羽の矢が立ちました。

最初のころは、自分で営業をして自分で現場へ足を運ぶことの繰り返しでした。鼻をつくような臭気が漂い、コア観察した指の皮が剥けていくような現場もしばしばありました。その期間、会社では土壌対策を専門に行う、ジオテック事業部が設立され、数十件ほど対応できるようになっておりました。平成 14 年に土壌汚染対策法が施行され、日本で最初に汚染土壌処理施設として認定を受けてから、日本全国から汚染土壌処理の依頼を請けるようになりました。平成 22 年の土対法改正に伴い、処理業が許可制となって数多くの

処理会社が誕生しました。現時点で 119 の施設が許可を取得し、さらに自然由来であっても汚染土壌とみなすようになったことで、市場規模が大変大きなものへと成長しました。

事業を進める最中、中国への土壌浄化技術の移植というミッションを受けたことがありました。民間企業としてのビジネスチャンスを伺っておりましたが、ストレートな技術移植ができず、大変苦労したことをつい先日のように思い出します。

土対法は日本にマッチした素晴らしい法律だと思います。ただしこれは、これから土壌汚染対策に直面する国々のどこにでも馴染むとは限りません。その国ごとの国民性も鑑みたルール作りを実施し、土壌・地下水の健全性を保つことができるよう、長期的視野で支援していくことが、日本で土壌浄化に接してきた者の使命であると自負しております。残りのサラリーマン人生も引き続き土壌浄化に携わり、適正な土壌処理と浄化土壌の再利用促進に努めて参ります。

記者として接してきた土壌汚染対策法

寄稿

ECO SEED 代表、フリーライター 名古屋 悟
(元・環境新聞記者)



まず初めに、土壌汚染対策法（以下、土対法）が制定 20 周年を迎え、記念誌が発行される運びとなりましたこと、心よりお喜び申し上げます。そして、当時から土壌環境分野の取材に携わっている私に寄稿させていただく機会をいただき、深く感謝申し上げます。

土対法が検討されていた当時、私は環境専門紙で水環境分野担当記者として取材活動しており、土壌環境も担当することとなりました。新法が誕生する過程を取材したのはこの時が初めてで、それを目の当たりにできたことは、とても貴重な経験となりました。

「リスク管理」を基本的な考えとする土対法は、従来の規制法とは考え方が違う点が多く、環境問題に新しい時代が到来したような気持ちで取材に臨んでいました。実際、私有財産である土地が絡むことから不動産の問題としての側面が大きな関心となり、その点でも従来とは違う新しい形の環境問題が生まれたのだと実感したものです。

土対法施行後、土壌汚染問題は大きな関心を集め、各種メディアでも様々な話題が取り上げられました。しかし、当初は「指定基準を超えたことが問題」という風潮が強く、土対法の基本的な考え方が根付くには相当な時間が必要なのかもしれないと感じたものです。

あれから約 20 年。適時見直しを加えられ、理解も深まったことで、現在では当時のような取り上げられ

方をすることは少なくなりましたが、まだまだ変化していく部分はあると感じています。零細事業者における経営者の高齢化や後継者難などを踏まえると、直接的な補助は難しくもやはり何らかの支援等が必要ではないかと取材を通じて感じますし、取材した指定調査機関からは土地の開発時における建築申請等と土対法の手続きの流れの違いを課題に挙げる声なども聞きます。ほかにも、様々な立場の方から見た課題というものも出てくるでしょう。

SDGs の時代を迎えた中、基準超過した有害物質に対し、人の健康に影響を与えないように管理することを基本とする土対法の考え方は、その他環境問題にも生かせる部分があるのではないかと考えており、土対法がより合理的に環境対応を進められる制度としてさらに進化（深化）していくことを心より願っています。

規制実務を担う自治体における2回の法改正の経験 ～今後の土壌汚染対策制度の更なる発展に向けて～

寄稿



東京都環境局環境改善部
土壌地下水汚染対策担当課長 田中 利和

この度は、土壌汚染対策法制定20周年に当たり、記念誌に寄稿する機会をいただき、誠にありがとうございます。

土壌汚染対策制度は他の環境規制に比べて専門性が高いため、東京都では、比較的長く担当として携わっている職員も多い状況です。私も3回の配属で、通算で約10年間、土壌汚染対策行政に携わってきました。その間に、2回の法改正も経験しましたが、法との関わりの中で特に印象に残っていることについて、ここに記します。

まず、初めの配属は、平成21年（2009年）度の1回目の法改正の時期で、この改正では大規模改変が法対象になったことが大きな改正事項でした。東京都では平成13年の環境確保条例施行当初から既に大規模改変を対象としてきましたが、法と条例の整合を図るため、担当内で議論を重ねながら「届出書作成の手引き」を大幅改正するなど苦勞したことを記憶しております。特に印象に残っている事項としては、「みんなでなろう届出区域」というスローガンのもと、これまで「指定区域」と単一の名称であったものを、「要措置区域」と「形質変更時要届出区域」に分けた点です。これにより、健康被害のおそれが、より明確化され、法改正以前は9割以上が掘削除去により区域指定が解除されていましたが、現在では、「形質変更時要届出

区域」において解除する割合は半分以下まで低減しました。区域指定を受けたままリスク管理を行っていく合理的な対策を進める大きな転機になったと思っています。東京都では、ちょうど、この時期に「中小事業者のための土壌汚染対策ガイドライン」という冊子を発行し、合理的な対策の促進を施策として取り組んで参りましたが、同じ方向で後押しできたことは、今から振り返っても本当に良い経験となりました。

次の配属は、2回目の法改正の議論が始まった時期でした。法改正に向けて、環境省の検討委員会や、環境審議会土壌制度専門委員会で意見を述べる機会をいただきました。さらに、東京都土壌汚染対策検討委員会で制度の課題について検討を重ね、平成28年3月には、「土壌汚染対策制度の見直しに関する東京都の意見」としてとりまとめ環境大臣宛に提出をさせていただきました。提出した東京都の意見は、「1 環境リスクに応じた合理的な土壌汚染対策とするための改善策」と「2 確実に土壌汚染対策を実施するための規定の明確化」という2つの観点からの提案となっており、土壌汚染対策制度の課題及び見直しに向けた提案内容を取りまとめたものです。上記のやり取りの中では、当時の課長・同僚とともに委員の先生方や環境省の御担当者の方々と頻りに意見交換をさせていただき、我々が実際に事業者の方々と接している中での現場の

実態をお伝えすることができ、法改正に繋がる貢献をさせていただくことができたのは、大変光栄に思っております。

3回目の配属は、現場事務所を経て現職となります。この時期は平成31年4月の改正法施行に合わせて、法と条例の整合を図り届出者の負担を軽減することなどを主眼に、都の環境確保条例を施行以来、約15年振りに大改正を行うなど、東京都の土壤汚染対策制度にとって大きな転機となりました。2回の法改正とこの条例改正を経て、制度としても充実し、合理化も図られてきたと思っています。しかし、ルールが高度化・複雑化する中で、まだまだ、課題は多くあるというところかと思えます。令和2年1月の中央環境審議会土壤農薬部会に私の上司の部長が出席し、法改正後の制度の運用状況や課題についてヒアリングを受けさせていただきましたが、その際の資料ももとに、現状と課題と考えている事項について記します。

2回目の法改正事項である要措置区域等における計画書の届出は着実に運用されるとともに、汚染土壤の飛び地間移動などの実績も出てきているところです。しかし、自然由来等特例区域等における区域間移動は、土壤の利活用の観点から有効ですが、なかなか活用が進んでいない状況です。今後の課題としては、制度の更なる周知を図るとともに、自然由来基準不適合土壤の性状について地域特性を踏まえた研究を進めるなどの必要性も感じております。また、法制度の大きな課題として、区域指定された平面範囲内の土壤は、基準適合土壤であっても、搬出時には「みなし汚染土壤」として扱わなくてはならない点があると考えています。例えば、都内では、自然由来の地層は、地下深くに存在していますが、区域指定された場合には、上部に存在する基準適合土壤全てが搬出規制を受けることとなり、認定調査が必要になるなど、工事のコストや工程

に大きな影響を与えてしまう面があります。このため、将来的には、3次元的に、自然由来の地層の深度のみを搬出規制できるようにするなど、制度改善が必要であると考えています。以上、現在課題と考えている事項の一端について記しましたが、今後の制度の更なる発展に向けて、引き続き、より現場の実態を踏まえた制度となるよう改善を進められればと考えております。

最後に、東京都では、現在、「①操業中の中小事業所において土壤汚染対策アドバイザーが調査を実施することで、操業中から低コストで低環境負荷な原位置浄化等の対策を進める取組み」、「②サステナブルに土壤汚染へ対応していくための考え方として「土壤の3R」を標語として普及啓発を図る取組み」、「③DXを活用した届出情報の電子化と迅速な情報公開（オープンデータ化）に向けシステム開発等の取組み」などを進めております。今後とも、皆様のご協力を賜りながら、連携して取組みを進めることができればと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

横浜市の土壤環境保全行政の歩み

寄稿

横浜市環境創造局環境保全部前水・土壤環境課長
赤間 知行

(平成 28 年度当時 横浜市環境創造局課長補佐
(環境保全部水・土壤環境課土壤対策担当係長))



土壤汚染対策法（以下「法」）の制定 20 周年を記念し、本稿では横浜市の土壤環境保全行政の歩みを振り返ります。

まず、本市の土壤汚染対策の経緯です。本市の土壤汚染対策に係る規制指導は、「横浜市工場等跡地土壤汚染対策指導要綱」（昭和 61 年（1986 年）制定。以下「要綱」）に基づくものから始まりました。平成 10 年からは「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」、平成 15 年からは法、そして平成 17 年からは「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（以下「条例」）に基づく規制指導を実施しています。

以降では、本市の土壤環境保全行政の歩みの振り返りとして、平成 20 年代から主要な出来事を三つ取り上げます。

第一が、平成 22 年の法第 4 条の土地の形質の変更の規定の創設です。不利益処分として調査命令を発出することは、近年の環境保全行政では例のないことでしたので、県内の自治体間で何度も意見交換し、改正法施行に向けた準備を進めました。また、当時の条例における土地の形質の変更時の調査義務者が事業所の設置者（不在の場合は土地の所有者、管理者又は占有者）であったのに対し、法第 4 条の調査義務者が土地の所有者等となったことが大きな変化であり、改正法施行に当たり関係者へ丁寧な説明を行って理解を求め

ることに苦勞しました。さらに、本市では要綱に基づき、工場跡地の土壤汚染状況の調査・対策について行政指導をしてきた経緯があったため、この行政保有情報をどのように適用して法第 4 条の調査命令を発出するか等、命令発出に係る判断基準を課内で統一する必要がありました。統一に向け、職員間で度々議論を交わし、改正法施行に向けた準備を進めました。

第二が、平成 22 年の法改正に伴う条例の改正（平成 24 年 10 月施行）です。主要な改正として、法第 4 条と同様の届出制度を創設しました。法よりも面積要件を拡大し、2,000 m² 以上の土地の形質の変更を届出対象とするとともに、特定有害物質の使用履歴のある事業所では面積によらず土地の形質の変更の際は届出を義務付けています。この規定は、中小規模の土地の開発等が多い本市の実情を踏まえ、土壤汚染の把握の機会を増やすことを目的としたものです。届出のうち調査命令が発出された件数の割合では、平成 28 年度から令和 2 年度までの平均で、法が 1 割程度、条例が 5 割程度であり、条例改正の効果が現れていると考えています。

最後が、中小事業者支援の取組の一つとしての「土壤汚染対策アドバイザー派遣制度」の創設（平成 28 年）です。創設の契機は、平成 27 年度に実施したアンケート調査でした。調査対象の中小事業者の約半数

から「土壤汚染の未然防止を行っていない」、「土壤汚染調査の内容を知らない」、「土壤汚染が判明した場合に専門家や自治体へ相談したい」等の回答が得られたことから、本市で99%以上を占める中小事業者が土壤汚染対策を進めるうえで、その専門的知識の不足が課題と考えました。そこで課題の解決のため、他都市の制度を参考として、中小事業者に対して技術的助言を行うアドバイザーを派遣する制度を始めることとしたものです。派遣先の事業者からは好評の声を得ており、今後も継続して実施したいと考えています。国においても中小事業者支援の取組を進めていただくことが、法の実効性をより高めることに繋がると思います。

以上、本市の土壤環境保全行政の歩みの一部を御紹介しました。本市水・土壤環境課は、土壤汚染対策法、水質汚濁防止法に加えて下水道法に基づく工場排水規制も所管しており、排水先に関わらず市内全域の事業者に対して、特定施設の設置指導から操業時における地下水汚染の未然防止、廃止後の土壤汚染調査・対策まで一貫した指導を行っています。このことを活かして、今後も土壤環境保全行政の進展に取り組んで参ります。

土壌汚染対策法と名古屋市における土壌・地下水汚染対策

寄稿



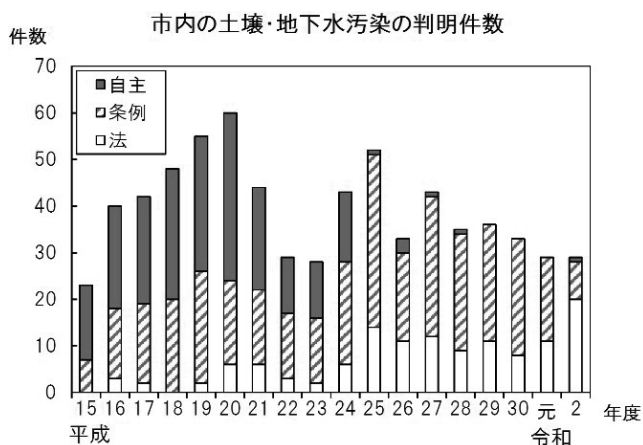
名古屋市環境局 地域環境対策部 前主幹
(環境影響評価・化学物質) 堀田 裕之

1 はじめに

名古屋市では、これまで土壌汚染対策法（以下「法」という。）及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（以下「条例」という。）等に基づき、土壌・地下水汚染対策を進めてまいりました。

これまで、新たな土壌・地下水汚染の報告を多い年で年間60件、近年でも年間30件ほど受けています。指定された区域は、法・条例それぞれ延べ200件程度であり、現在でも、法に基づく区域では約100件、条例に基づく区域では約80件が指定されています。

今回、これまでの法及び条例等が果たしてきた役割について振り返りつつ、土壌・地下水汚染対策の現状を見つめ直してみたいと思います。



注 自主：自主報告（法、条例に基づく報告以外）により汚染が判明した件数

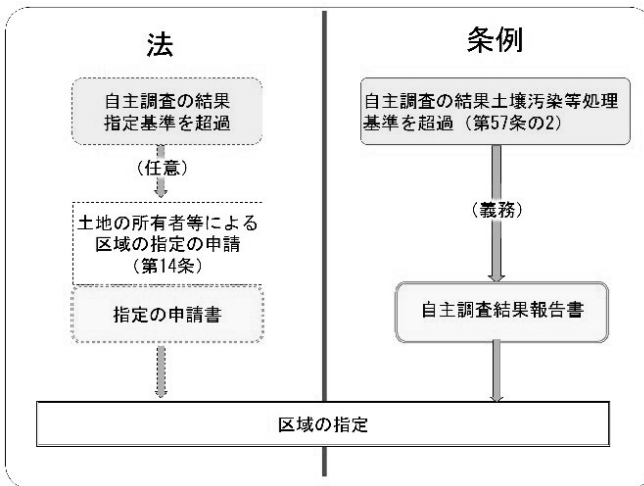
2 名古屋市における土壌汚染対策制度のあゆみ

法・条例が制定される前の平成9年（1997年）、市内工場で高濃度の土壌・地下水汚染が判明し、大きな社会問題となりました。本市では、当時はその対策についてのノウハウがなかったため、学識経験者による検討委員会を設置して、土壌・地下水汚染に対する調査方法、調査結果の評価及び浄化対策等について検討を重ねてきました。

土壌・地下水汚染に対する法規制がない中で、平成11年には名古屋市土壌汚染対策指導要綱を制定して市独自の規制を行い、その後平成15年の法の施行に合わせ、同年、条例を施行しました。

本市の条例では、法と同様の調査方法及び対策の指針を設けつつ、当初から、特定施設の有無にかかわらず工場等における特定有害物質の取扱い状況に応じた調査義務を規定したほか、平成24年の条例改正によって、自主調査で基準の超過が判明した場合の報告義務や条例に基づく区域指定という独自の制度を、令和3年の条例改正によって、自主調査の報告を受けた際の詳細調査の命令や区域指定制度の特例などの制度を規定し、今に至ります。

区域指定の種類		
汚染による 周辺への影響	法	条例
人の健康被害 のおそれあり	<要措置区域> 汚染の除去等の措置	<措置管理区域> 汚染の除去等の措置
生活環境被害 のおそれあり	—	<拡散防止管理区域> 汚染の拡散の防止等の措置
被害のおそれ なし	<形質変更時届出区域> 措置不要	<形質変更時届出管理区域> 措置不要



3 汚染に対する市民との関わり

本市では過去に、事業者から土壌・地下水汚染の報告を受けながら公表していなかったとして、大きな批判を浴びた苦い経験があり、その反省を踏まえて「汚染は見逃さない、隠さない」方針で、自主調査結果の報告義務を規定し、新たに判明した基準超過事例は例外なく公表することを指針に定めて対応してきました。法に基づく、自主的な区域指定の申請制度の利用も進んでいますが、基準超過土壌の存在を把握する上で、条例は一定の役割を果たしていると考えています。

一方、法・条例を問わず数多くの公表をしてきましたが、土壌汚染のリスクの考え方や合理的な対策方法

について市民や事業者に理解が十分浸透しているとは言えない状況であり、現状の課題と言えます。どうしても、基準値とその倍率で評価されがちであり、市民には、あたかも基準超過土壌が残っている限り土地利用ができないかのようなイメージが未だにあると思います。中には計画された対策工事自体は法に則って行われるにもかかわらず、周辺住民のご理解が得られず、工事の方法の決定が難航しているような案件もありました。

4 法への期待

制定時から比べると多くの事項で改良が重ねられ、土壌汚染対策法は20周年を迎えました。過去からの土壌汚染対策事例の知見を集めたガイドラインが整備・更新され、きめ細かく定められた方法で対策等が行われているところです。

一方、土壌汚染に関する調査や対策の届出については、資料も膨大で複雑になる傾向があるため、昨今、あらゆる分野でDXが推進されている中、土壌汚染対策法においても届出のオンライン化に向けて、全国的に統一された仕組みのもとで、情報をより効率的に蓄積し活用していく手法の確立が望まれます。

さらに、今後も、土壌・地下水汚染を取り巻く状況は日々変化していくことが想定されることから、市民、事業者、行政のそれぞれの立場から考え、現場の実態に合わせて見直しながら、土壌汚染のリスクの考え方が広く浸透し、万人が納得できる法として磨き上げられ合理的な規制になってゆくことを期待しております。

まあ営業部長みたいなもので…

寄稿

元・環境事務次官、早稲田大学大学院教授、明治大学教授
(制定時：環境省環境管理局長)
西尾 哲茂



1. 勇敢なものだ！

平成13年(2001年)夏に環境管理局長¹に就いたのですが、これに先立って、農林水産省から来て頂いていた石原一郎水環境部長が「いよいよ土壤汚染対策法案をやりたい、来年の通常国会提出に向け作業する」と言うので、「こりゃあ～勇気を出したものだ」と感激しました。

兄弟分の“地下水汚染浄化命令”は、平成8年の水質汚濁防止法改正で導入されたものの、土壤汚染となると、これは様々な行為・経過の果てで、結果から手繰って制度を構築するのは考えただけでも頭が痛くなる始末で、最後の公害法“土壌法”は手ごわい難物と敬遠していたからです。

2. 早速、法的難問に逢着

立案のとっかかりとして、専門家による検討会²を設置しましたが、早速、汚染調査・浄化対策を誰に求めるか、汚染原因者か、まずは土地所有者かという根本問題にぶち当たります。自称弟子である私は、原田座長に苦心惨憺してもらって今の方向を打ち出しても

らいましたが、国会提出に当たっても、その後も環境法上の論点となりましたね～。

そして対策の実施には、いわゆる義務者の不明・無資力問題(所有者責任を採れば緩和はされますが、依然残る)が免れません。この種の事案は多々担当しましたが、汚染が起こってから過去のことを問題にするので、明快な法的整理ができません。だからと言って、誰でも考え付くことだから放っておけない。それぞれ意見、不満はあるでしょうが、国、地方公共団体、事業者が協力する基金を作るより仕様がないうことになりました。

「とにかく国の拠出金を予算要求しよう。そうしたら予算関連法案でやることとなる」と言ったら、水環境部筆頭課長の福井雅輝さん³が「そこまで言うなら腹を据えてやりましょう」と、予算折衝から最後の各省折衝まで獅子奮迅の活躍をしてもらいました。

3. 営業部長みたいなもので…

国拠出は予算要求だが、事業者拠出は産業界の理解を得なければならない。経団連は大分前に、今後いわゆる奉加帳方式はやらないと決めていたから大変。そ

1 現在の水・大気環境局長。平成13年の環境省発足に伴う組織再編で従来の大気保全局と水質保全局を環境管理局に統合。その傘下に水質保全局の所掌を引き継ぐ水環境部を設けた。

2 土壤環境保全対策の制度の在り方に関する検討会(座長：原田尚彦東大名誉教授)

3 水環境部企画課長。経産省から出向。後に環境省官房審議官。

んなこと言たってやはり類似の割り当てでもしてもらって、拠出が得られる心証がなければ、財務省だって、国会だって通らない。法案の詰は石原部長にお願いして、私の方は基金担当、あらゆる伝手を辿って関わりある業界の幹部にお願いして回りました。一応こちらは担当“局長”ですから、申し込むと「やっかいだな」と思いながらも、社長とはいかななくても担当副社長とか相応の方が相手してくださるので、毎日のようにアポを取って足を運びました。誰誰と挙げていくわけにもいきませんが、新日鉄の米沢副社長や鹿島の庄司副社長、住友化学の河内常務、後に三菱ふそうトラック・バスの会長となられる鈴木孝男様には智慧まで付けてもらいましたし、東芝会長をされた西室泰三様はじめ産業界の大御所オピニオンリーダーの方々にも繁く伺いましたから、まあ営業部長です。

皆さんお話しすると、土壤汚染対策法の必要性、もう煮詰まっているということには異議がない、そうすると基金は必然との理解も頂けました。ここまでは営業部長成功なのですが、任意の拠出金を集める合意をみんなに取るのは難しいということで膠着、これは法案提出時にも差し掛けとなって、法律成立後、由田課長の尽力で処分土のマニフェスト方式が成立します。これができなければ切腹ものだ！思えば無茶をしたものですが、産業界の皆様も本当に真摯に受け止めて、手を貸して頂いたと感謝するばかりです。

4. 薄氷の法制化

予算関連法案にしたものですから提出期限も早く、与党了解を頂く際には消化不良で様々な声が挙がりました。後に環境大臣となられた山本公一自民党環境部会長には「玉砕覚悟で一肌脱ごう」と取り組んで頂け

ましたし、公明党の方々のご指摘で“原因者への求償規定”を明示する改善案を採ることができました。国会審議は大木浩大臣の下、何とかご理解を得て成立しましたが、当初成立の土壤汚染対策法は、後の改正を経たものと見比べてみると、随分簡単なものです。精緻なものと言っても、とても無理、あれでも関係者が最大限譲歩し協力して頂いた所産だと感謝しています。

環境対策一般に言えることとはいえ、とりわけ土壤汚染対策法では、地方公共団体環境部局の地道な尽力とともに、関係企業の皆さんの取組み、技術力が大きな鍵となります。かねて、環境庁の初代水質保全局長の岡安誠様が率いる形で、土壤・地下水関係のトップ企業の集るフォーラムが結成されその後法人化されており⁴、現場ですぐ通用する先端の技術バックボーンが築かれて、法制化への大きな後押し、裏打ちとなりました。これは後に福島原発事故に伴う除染事業の支援においても遺憾なく発揮されたと思います。

5. 皆でやる、広く貢献する

最後に一言。そうやって薄氷の中でスタートしたものですから、将来、途上国はじめ国際的に展開、協力する手掛かりや仕掛けは思いもよりませんでした。これが心残り、後世に期待するばかりです。

土壤汚染対策法制定時を振り返るこの稿は、時系列で言えば初めの方かも知れませんが、お願いして後ろの方に置いて頂きました。と言うのも、「皆でやる、広く貢献する」でやってきた“まるで営業部長”の最後の仕上げに、関係の皆さんに、この稿を以て心から感謝状を差し上げたいと思ったからです。

「皆様ありがとうございました。」

4 平成4年に「土壤環境浄化フォーラム」設立、平成8年に「社団法人土壤環境センター」設立。

資料編

年 表

土壤汚染対策法に関する年表

土壤汚染対策法・当初法案関係

日付	内容
平成12年12月19日	土壤環境保全対策の制度の在り方に関する検討会設置
平成13年9月21日	同検討会「土壤環境保全対策の制度の在り方について」中間取りまとめ
平成13年10月18日	「今後の土壤環境保全対策の在り方について」中央環境審議会へ諮問 (以後、同審議会土壤農薬部会及び土壤制度小委員会で審議)
平成14年1月25日	「今後の土壤環境保全対策の在り方について」中央環境審議会答申 (https://www.env.go.jp/council/toshin/t10-h1305.pdf)
平成14年2月15日	土壤汚染対策法案 閣議決定(同日国会提出)
平成14年4月5日	土壤汚染対策法案 衆議院環境委員会で可決。附帯決議可決。
平成14年4月9日	土壤汚染対策法案 衆議院本会議で可決
平成14年5月21日	土壤汚染対策法案 参議院環境委員会で可決。附帯決議可決。
平成14年5月22日	土壤汚染対策法案 参議院本会議で可決、成立。
平成14年5月29日	土壤汚染対策法 公布 (https://www.env.go.jp/water/dojo/honbun.pdf)
平成15年2月15日	土壤汚染対策法 施行

土壤汚染対策法・第一次改正関係

日付	内容
平成19年6月15日	土壤環境施策に関するあり方懇談会設置
平成20年3月31日	同懇談会報告とりまとめ
平成20年5月2日	「今後の土壤汚染対策の在り方について」中央環境審議会へ諮問 (以後、同審議会土壤農薬部会土壤制度小委員会で審議)
平成20年12月19日	「今後の土壤汚染対策の在り方について」中央環境審議会答申 (http://www.env.go.jp/press/files/jp/12711.pdf)
平成21年3月3日	土壤汚染対策法の一部を改正する法律案 閣議決定(同日国会提出)
平成21年4月3日	土壤汚染対策法の一部を改正する法律案及び修正案 衆議院環境委員会で可決
平成21年4月7日	土壤汚染対策法の一部を改正する法律案(修正後) 衆議院本会議で可決
平成21年4月16日	土壤汚染対策法の一部を改正する法律案(修正後) 参議院環境委員会で可決。附帯決議可決。
平成21年4月17日	土壤汚染対策法の一部を改正する法律案(修正後) 参議院本会議で可決、成立。
平成21年4月24日	改正土壤汚染対策法 公布
平成22年4月1日	改正土壤汚染対策法 施行

土壌汚染対策法・第二次改正関係

日付	内容
平成 27 年 12 月 3 日	「今後の土壌汚染対策の在り方について」中央環境審議会へ諮問 (以後、同審議会土壌農薬部会土壌制度小委員会で審議)
平成 28 年 12 月 12 日	「今後の土壌汚染対策の在り方について」中央環境審議会第一次答申 (https://www.env.go.jp/council/toshin/t10-h2803.pdf)
平成 29 年 3 月 3 日	土壌汚染対策法の一部を改正する法律案 閣議決定 (同日国会提出)
平成 29 年 4 月 11 日	土壌汚染対策法の一部を改正する法律案 衆議院環境委員会で可決
平成 29 年 4 月 14 日	土壌汚染対策法の一部を改正する法律案 衆議院本会議で可決
平成 29 年 5 月 11 日	土壌汚染対策法の一部を改正する法律案 参議院環境委員会で可決
平成 29 年 5 月 12 日	土壌汚染対策法の一部を改正する法律案 参議院本会議で可決、成立
平成 29 年 5 月 19 日	改正土壌汚染対策法 公布
平成 30 年 4 月 1 日	改正土壌汚染対策法 第一段階施行
平成 30 年 4 月 3 日	「今後の土壌汚染対策の在り方について」中央環境審議会第二次答申 (https://www.env.go.jp/council/toshin/t10-h2803.pdf)
平成 31 年 4 月 1 日	改正土壌汚染対策法 全面施行 (https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=414AC0000000053)

土壌汚染対策法に基づくガイドラインの作成状況

年月	内容
平成 22 年 7 月	土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン (暫定版)
	汚染土壌の運搬に関するガイドライン (暫定版)
	汚染土壌の処理業に関するガイドライン (暫定版)
平成 23 年 7 月	土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン (改訂版)
平成 23 年 8 月	汚染土壌の運搬に関するガイドライン (改訂版)
	汚染土壌の処理業に関するガイドライン (改訂版)
平成 24 年 5 月	汚染土壌の処理業に関するガイドライン (改訂第 2 版)
	汚染土壌の運搬に関するガイドライン (改訂第 2 版)
平成 24 年 8 月	土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン (改訂第 2 版)
平成 27 年 7 月	汚染土壌の運搬に関するガイドライン (改訂第 2 版追補)
	汚染土壌の処理業に関するガイドライン (改訂第 2 版追補)
平成 28 年 6 月	汚染土壌の運搬に関するガイドライン (改訂第 2.1 版)
	汚染土壌の処理業に関するガイドライン (改訂第 2.1 版)
平成 30 年 3 月	汚染土壌の運搬に関するガイドライン (改訂第 3 版)
	汚染土壌の処理業に関するガイドライン (改訂第 3 版)
平成 31 年 3 月	土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン (改訂第 3 版) (https://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man/doiog12020_1-rrr.pdf)
	汚染土壌の運搬に関するガイドライン (改訂第 4 版)
	汚染土壌の処理業に関するガイドライン (改訂第 4 版)
	指定調査機関に関するガイドライン (https://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man/doiog12019_4.pdf)
令和 3 年 5 月	汚染土壌の運搬に関するガイドライン (改訂第 4.1 版) (https://www.env.go.jp/water/dojo/doiog12021_2.pdf)
	汚染土壌の処理業に関するガイドライン (改訂第 4.1 版) (https://www.env.go.jp/water/dojo/doiog12021_3.pdf)

当初法制定関係

中央環境審議会土壤農薬部会委員名簿

平成 14 年 1 月 25 日

(当初法制定に関する答申時点)

当初法制定関係

	氏 名	所 属
部会長	松本 聰	秋田県立大学生物資源科学部教授
部会長代理	須藤 隆一	東北工業大学土木工学科客員教授
委 員	浅野 直人	福岡大学法学部教授
委 員	小早川光郎	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委 員	藤井 絢子	滋賀県環境生活協同組合理事長
委 員	榊井 成夫	読売新聞社論説委員
委 員	村岡 浩爾	大阪産業大学人間環境学部教授
臨時委員	大塚 直	早稲田大学法学部教授
臨時委員	岡田 齊夫	(社) 日本植物防疫協会研究所長
臨時委員	亀若 誠	(社) 農林水産技術情報協会理事長
臨時委員	河内 哲	(社) 経済団体連合会環境安全委員会大気・水質等タスクフォース座長
臨時委員	岸井 隆幸	日本大学理工学部土木工学科教授
臨時委員	黒川 雄二	(財) 佐々木研究所理事長
臨時委員	櫻井 治彦	中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長
臨時委員	寫田 道夫	農林漁業信用基金副理事長
臨時委員	鈴木 英夫	三菱マテリアル(株)取締役副社長
臨時委員	高橋 滋	一橋大学大学院法学研究科教授
臨時委員	谷山 重孝	(社) 日本農業集落排水協会特別顧問
臨時委員	中杉 修身	(独) 国立環境研究所化学物質環境リスク研究センター長
臨時委員	中野 璋代	全国地域婦人団体連絡協議会理事
臨時委員	西尾 道德	筑波大学農林工学系教授
臨時委員	福島 徹二	横浜市環境保全局公害対策部長
臨時委員	眞柄 泰基	北海道大学大学院工学研究科教授
臨時委員	森田 昌敏	(独) 国立環境研究所統括研究官
臨時委員	山口梅太郎	東京大学名誉教授
臨時委員	米澤 敏夫	(社) 日本鉄鋼連盟環境・エネルギー政策委員会委員長
臨時委員	渡部 徳子	東京水産大学水産学部教授

中央環境審議会土壤農薬部会土壤制度小委員会委員名簿

平成 14 年 1 月 25 日

(当初法制定に関する答申時点)

	氏 名	所 属
委員長	村岡 浩爾	大阪産業大学人間環境学部教授
委 員	浅野 直人	福岡大学法学部教授
委 員	小早川光郎	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委 員	藤井 絢子	滋賀県環境生活協同組合理事長
委 員	梶井 成夫	読売新聞社論説委員
臨時委員	大塚 直	早稲田大学法学部教授
臨時委員	河内 哲	(社) 経済団体連合会環境安全委員会大気・水質等タスクフォース座長
臨時委員	岸井 隆幸	日本大学理工学部教授
臨時委員	櫻井 治彦	中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長
臨時委員	寫田 道夫	農林漁業信用基金副理事長
臨時委員	鈴木 英夫	三菱マテリアル(株)取締役副社長
臨時委員	高橋 滋	一橋大学大学院法学研究科教授
臨時委員	中杉 修身	(独) 国立環境研究所化学物質環境リスク研究センター長
臨時委員	中野 璋代	全国地域婦人団体連絡協議会理事
臨時委員	福島 徹二	横浜市環境保全局公害対策部長
専門委員	大山 智	(社) 不動産協会環境委員会委員長
専門委員	菅野 利徳	全国中小企業団体中央会専務理事
専門委員	柴田 健吉	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会専務理事
専門委員	細見 正明	東京農工大学工学部教授

当初法制定関係

土壤汚染対策法案の概要

- ◇趣 旨 土壤の汚染の状況の把握、土壤の汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壤汚染対策を実施することにより、国民の健康の保護を図る。
- ◇対象物質 鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壤に含まれることに起因して人の健康被害を生ずるおそれがあるもの(特定有害物質)

土壤汚染の状況の調査

① 使用が廃止された「特定有害物質の製造、使用又は処理をする水質汚濁防止法の特定施設」に係る工場・事業場の敷地であった土地

※土地の利用方法からみて人の健康被害が生ずるおそれがないと都道府県知事が確認したときを除く。

② 都道府県知事が土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあると認める土地



①又は②の土地の所有者等は、当該土地の土壤汚染の状況について、環境大臣の指定を受けた機関(指定調査機関)に調査させて、その結果を都道府県知事に報告。

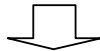
指定区域の指定等

土壤の汚染状態が基準に適合しない土地

○都道府県知事が「指定区域」として指定・公示。また、台帳を調製し、閲覧に供する。

土壤汚染による健康被害の防止措置

【汚染の除去等の措置命令】
指定区域内の土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがある場合



○都道府県知事は、土地所有者等(※の場合には、汚染原因者)に対し、汚染の除去等の措置を命令。

(※)汚染原因者が明らかである場合であって、汚染原因者が措置を講ずることにつき土地所有者等に異議がないとき。

【土地の形質の変更の制限】
○指定区域内で土地の形質変更をしようとする者は、都道府県知事に届出。



○都道府県知事は、施行方法が一定の基準に適合しないと認めるときは、その施行方法に関する計画の変更を命令。

命令を受けた土地所有者等は、汚染原因者に費用を請求可能。

指定支援法人

汚染の除去等の措置を講ずる者に対し助成を行う地方公共団体に対する助成金の交付等の業務を実施。また、このための基金を設置。

土壤汚染対策法案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とすること。(第一条関係)

二 定義

- 1 この法律において「特定有害物質」とは、鉛、砒^ひ素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く。）であって、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいうものとする。こと。(第二条第一項関係)
- 2 この法律において「土壤汚染状況調査」とは、第二の一の1及び二の土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査をいうものとする。こと。(第二条第二項関係)

第二 土壤汚染状況調査

一 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査

- 1 使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設であって、特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は2により都道府県知事から通知を受けたものは、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣が指定する者（以下「指定調査機関」という。）に調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならないものとする。こと。ただし、当該土地について予定がなされている利用の方法からみて土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでないものとする。こと。(第三条第一項関係)
- 2 都道府県知事は、有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知った場合において、当該有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨その他の事項を通知するものとする。こと。(第三条第二項関係)
- 3 都道府県知事は、1の者が1による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができるものとする。こと。(第三条第三項関係)

二 土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査

- 1 都道府県知事は、一の一のほか、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがある土地があると認めるときは、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地

の所有者等に対し、指定調査機関に調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができるものとする。 (第四条第一項関係)

- 2 都道府県知事は、1の土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査及びその結果の報告（以下「調査等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく、当該調査等を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、当該調査を自ら行うことができるものとする。 (第四条第二項関係)

第三 指定区域の指定等

一 指定区域の指定等

都道府県知事は、土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと認める場合には、当該土地の区域をその土地が特定有害物質によって汚染されている区域（以下「指定区域」という。）として指定するとともに、その旨を公示しなければならないものとする。 (第五条関係)

二 指定区域台帳

都道府県知事は、指定区域の台帳を調製し、これを保管しなければならないものとする。 (第六条関係)

第四 土壤汚染による健康被害の防止措置

一 措置命令

- 1 都道府県知事は、土壤の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある指定区域内の土地があると認めるときは、その被害を防止するため必要な限度において、当該土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができるものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であって、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、この限りでないこと。 (第七条第一項関係)
- 2 1のただし書の場合においては、都道府県知事は、その被害を防止するため必要な限度において、その行為をした者に対し、相当の期限を定めて、汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができるものとする。 (第七条第二項関係)
- 3 第二の2は、都道府県知事が1又は2により汚染の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合について準用するものとする。 (第七条第三項関係)
- 4 1、2又は3において準用する第二の2によって講ずべき汚染の除去等の措置の実施に関する技術的基準は、環境省令で定めるものとする。 (第七条第四項関係)

二 汚染の除去等の措置に要した費用の請求

- 1 一の1の命令を受けた土地の所有者等は、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が当該土地の所有者等以外の者の行為によるものであるときは、その行為をした者に対し、当該命令に係る汚染の除去等の措置に要した費用を請求することができるものとする。ただし、その行為をした者が既に当該汚染の除去等の措置に要する費用を負担し、又は負担したものとみなされるときは、この限りでないこと。(第八条第一項関係)
- 2 1の請求権は、当該汚染の除去等の措置を講じ、かつ、その行為をした者を知った時から三年間行わないときは、時効によって消滅するものとする。当該汚染の除去等の措置を講じた時から二十年を経過したときも、同様とする。 (第八条第二項関係)

三 土地の形質の変更の届出及び計画変更命令

- 1 指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の十四日前までに、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他の事項を都道府県知事に届け出なければならないものとする。 (第九条第一項関係)
- 2 指定区域が指定された際当該指定区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、指定区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して十四日以内に、それぞれ都道府県知事にその旨を届け出なければならないものとする。 (第九条第二項及び第三項関係)
- 3 都道府県知事は、1の届出があった場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができるものとする。 (第九条第四項関係)

第五 指定調査機関

指定調査機関の指定手続、土壌汚染状況調査の義務その他指定調査機関について所要の規定を設けること。
(第十条から第十九条まで関係)

第六 指定支援法人

- 一 環境大臣は、民法第三十四条の法人であって、指定区域内の土地において汚染の除去等の措置を滞る者に対して助成を行う地方公共団体に対する助成金の交付、土壌汚染状況調査又は指定区域内の土地における汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更についての照会及び相談並びに助言等の業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、支援業務を行う者（以下「指定支援法人」という。）として指定することができるものとする。 (第二十条及び第二十一条関係)

- 二 指定支援法人は、支援業務に関する基金を設け、政府から交付を受けた補助金と支援業務に要する資金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。 (第二十二条関係)
- 三 基金への補助金、秘密保持義務その他指定支援法人について所要の規定を設けること。 (第二十三条から第二十八条まで関係)

第七 雑則

一 報告及び検査

- 1 環境大臣又は都道府県知事は、土壤汚染状況調査に係る土地若しくは指定区域内の土地の所有者等又は指定区域内の土地において汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更を行い、若しくは行った者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の状況若しくは当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況を検査させることができるものとする。 (第二十九条第一項関係)
- 2 環境大臣は、指定調査機関又は指定支援法人に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとする。 (第二十九条第三項関係)

二 協議

都道府県知事は、法令の規定により公共の用に供する施設の管理を行う者がその権原に基づき管理する土地として政令で定めるものについて、第二の一の3、同二の1、第四の一の1若しくは2又は同三の3の命令をしようとするときは、あらかじめ、当該施設の管理を行う者に協議しなければならないものとする。 (第三十条関係)

三 資料の提出の要求等

- 1 環境大臣は、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができるものとする。 (第三十一条第一項関係)
- 2 都道府県知事は、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関し意見を述べるができるものとする。 (第三十一条第二項関係)

四 環境大臣の指示

環境大臣は、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は八の政令で定める市（特別区を含む。）の長に対し、必要な指示をすることができるものとする。 (第三十二条関係)

五 国の援助

国は、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため、土壤汚染状

況調査又は指定区域内の土地における汚染の除去等の措置の実施につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。 (第三十三条関係)

六 研究の推進等

国は、汚染の除去等の措置に関する技術の研究その他土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するための研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。 (第三十四条関係)

七 国民の理解の増進

国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて土壌の特定有害物質による汚染が人の健康に及ぼす影響に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。 (第三十五条関係)

八 政令で定める市の長による事務の処理

この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。）の長が行うこととすることができるものとする。 (第三十七条関係)

第八 罰則

罰則について所要の規定を設けること。 (第三十八条から第四十二条まで関係)

第九 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、二の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 準備行為

指定調査機関及び指定支援法人の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができるものとする。 (附則第二条関係)

三 検討

政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、指定支援法人の支援業務の在り方について廃止を含めて見直しを行うとともに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第五条関係)

土壤汚染対策法案に対する附帯決議

平成 14 年 4 月 5 日
衆議院環境委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 土壤汚染が人の健康や生態系へ及ぼす影響を考慮し、土壤汚染の未然防止措置についても早急に検討を進めること。
- 2 土壤汚染に対する住民の不安を解消するため、住民から土壤汚染の調査について申し出があった場合には、適切に対応することにつき都道府県等と連携を図ること。
- 3 土壤汚染対策の実効性を確保するため、土壤汚染に関する情報の整備に積極的に取り組むことにつき都道府県等と連携を図ること。
- 4 操業中の工場等から汚染又は汚染のおそれのある土壤が搬出されることにより土壤汚染が拡散しないよう、各事業者の取組みを促すことにつき都道府県等と連携を図ること。また、汚染された土壤の処分については、廃棄物処理法の取扱いについて早急に検討を進めること。
- 5 指定区域台帳に関し必要な事項を環境省令で定めるに当たっては、土壤汚染の状況、汚染の除去等の措置の実施状況等について記載する等、情報の透明性に十分配慮すること。
- 6 土壤汚染対策において、情報の公開とリスクコミュニケーションの重要性に鑑み、指定区域、土壤汚染調査及び汚染の除去等の措置の結果等を公開することにつき都道府県等と連携を図ること。
- 7 指定調査機関が行う土壤汚染状況調査の方法を環境省令で定めるに当たっては、土壤汚染状況調査の信頼性が担保される基準となるよう配慮するとともに、適正に調査が行われるよう指定調査機関を指導・監督すること。
- 8 中小企業等が行う汚染の除去等の措置に対し、適切な配慮をすること。

- 9 本法における政省令については、国民に十分理解される内容となるよう努めるとともに、周辺地域を含めた安全の確保を図るよう、技術的基準に係る省令については、技術の進展に即した最新の科学的知見を踏まえた土壤汚染対策が実施されるよう柔軟に見直していくこと。
- 10 土壤浄化に際して、有害化学物質や重金属類の大気中への放散を防ぎ、作業員や周辺住民の健康不安が生ずることがないように、十分な措置を講ずること。
- 11 条例等による土壤汚染対策に係る取組みを妨げることはないよう、国と都道府県等は、密接な連携の下に、本制度の円滑な実施に努めること。
- 12 土壤汚染状況調査及び汚染の除去等の措置を適正かつ円滑に実施するためには、調査及び汚染の除去等の措置が簡易で低コストであることが求められることから、そのための新技術開発の促進を図ること。
- 13 土壤汚染による生活環境や生態系への影響、油類等の汚染実態の把握などについて早急に科学的知見の集積に努めること。
- 14 本法の規定に関しては、本制度の運用による社会的影響を見極めた上で、施行後十年以内であっても適宜、見直しを行い、制度の改善を図ること。

土壤汚染対策法案に対する附帯決議

平成 14 年 5 月 21 日

参議院環境委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

1. 土壤汚染による生活環境や生態系への影響、油類等の特定有害物質以外の他の物質による土壤汚染の実態把握などについて早急な科学的知見の集積に努めるとともに、土壤汚染の未然防止措置について早急に検討を進めること。
2. 土壤汚染に対する住民の不安を解消するため、住民から土壤汚染の調査について申し出があった場合には、適切な対応が行われるよう、都道府県等との連携を十分に図ること。
3. 操業中の工場・事業場、廃棄物の最終処分場跡地等及びその周辺の土地においても、汚染の可能性が高く、汚染があるとすれば人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものについては、土壤汚染の調査が適宜行われるよう、都道府県等との連携を十分に図ること。
4. 操業中の工場等から汚染又は汚染のおそれのある土壤を搬出・移動することにより汚染が拡散しないよう、各事業者を指導することについて都道府県等との連携を十分に図ること。
また、汚染された土壤の適正な処分の在り方について、廃棄物処理法の見直しを含め、早急に検討を進めること。
5. 指定区域台帳に関し必要な事項を環境省令で定めるに当たっては、周辺住民が安心できるよう、土壤汚染の状況、汚染の除去等の措置の実施状況等について、情報の透明性確保に十分配慮するとともに、都道府県等との連携の下、リスクコミュニケーションを積極的に推進すること。
6. 汚染の除去等の措置の実施に際して、作業員や周辺住民の健康不安が生ずることのないよう、有害化学物質や重金属類の大気中への拡散を防ぐことに万全の措置を講ずること。
7. 土壤汚染状況調査及び汚染の除去等の措置については、これが適正かつ円滑に実施されるよう、その手法が簡易で低コストなものとするための技術開発の促進を図ること。

8. 農薬による土壌汚染の実態解明を進めるとともに、残留性有機汚染物質に指定されている農薬等について必要な措置を講ずること。
9. 土壌に含まれている有害化学物質や重金属類の大気中への放散に対して、早急に知見を収集し客観的な基準の設定について検討を進めること。
10. 本法の規定に関しては、その施行状況を踏まえ、施行後十年以内であっても適宜適切に見直しを行い、制度の改善を図ること。

右決議する。

第一次法改正關係

中央環境審議会土壤農薬部会土壤制度小委員会委員名簿

平成 20 年 12 月 19 日

(第一次法改正に関する答申案とりまとめ時点)

	氏 名	所 属
委員長	松本 聰	(財) 日本土壤協会会長、東京大学名誉教授
委 員	浅野 直人	福岡大学法学部教授
委 員	大塚 直	早稲田大学大学院法務研究科教授
委 員	佐藤 洋	国立大学法人東北大学大学院医学系研究科教授
委 員	藤井 絢子	滋賀県環境生活協同組合理事長
委 員	和気 洋子	慶應義塾大学商学部教授
臨時委員	石原 一郎	(独) 農林漁業信用基金総括理事
臨時委員	稲垣 隆司	愛知県副知事
臨時委員	河内 哲	(社) 日本経済団体連合会環境安全委員会環境リスク対策部会長 (住友化学(株) 最高顧問)
臨時委員	岸井 隆幸	日本大学理工学部土木工学科教授
臨時委員	佐藤 泉	佐藤泉法律事務所弁護士
臨時委員	佐藤 雄也	中央大学理工学部土木工学科教授
臨時委員	鈴木 英夫	三菱マテリアル(株) 顧問
臨時委員	高橋 滋	国立大学法人一橋大学大学院法学研究科教授
臨時委員	中杉 修身	上智大学地球環境学研究科教授
臨時委員	中野 璋代	全国地域婦人団体連絡協議会常任理事
臨時委員	細見 正明	国立大学法人東京農工大学大学院教授
臨時委員	眞柄 泰基	学校法人トキワ松学園理事長 国立大学法人北海道大学環境ナノ・バイオ工学研究センター客員教授
専門委員	市川 隆治	全国中小企業団体中央会専務理事
専門委員	斎藤 政賢	(社) 不動産協会環境委員会委員長 (東京建物(株) 常務取締役)

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案について

現状と問題点

1 法に基づかない土壌汚染の発見の増加

(発見された汚染土壌の適正管理への不安)

2 掘削除去の偏重

(土地の所有者等の過剰な負担：環境リスク低減の観点でも問題ある掘削除去の増加)

3 汚染土壌の不適正な処理による汚染の拡散

(汚染土壌の不適正な処理事案の発生)

法律案の概要

1. 土壌の汚染の状況の把握のための制度の拡充

- (1) 一定規模以上の土地であって土壌汚染のおそれのある土地の形質変更時における都道府県知事による土壌汚染の調査命令
- (2) 自主調査において土壌汚染が判明した場合、土地の所有者等の申請に基づき、2.の区域として指定し、適切に管理
- (3) 都道府県知事による土壌汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供に関する努力義務

2. 規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化等

- 区域の分類化と必要な対策の明確化
 - ① 土地の形質変更時に届出が必要な区域（形質変更届出区域）
 - ② 盛土、封じ込め等の対策が必要な区域（措置実施区域）

(※都道府県知事が必要な対策を指示。対策後は、解除又は①の区域に指定)

3. 搬出土壌の適正処理の確保

- (1) 2.の区域内の土壌の搬出の規制
(事前届出、計画の変更命令、措置命令)
- (2) 搬出土壌に関する管理票の交付及び保存の義務
- (3) 搬出土壌の処理業についての許可制度の新設

4. その他

- (1) 指定調査機関の信頼性の向上（指定の更新等）
- (2) その他規定の整備
- (3) 施行期日（公布後1年以内）

(注：閣議決定時のものであり、国会での修正は反映されていない。)

土壤汚染対策法の一部を改正する法律案要綱

(注：閣議決定時のものであり、国会での修正は反映されていない。)

第一 土壤汚染状況調査

- 一 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査に係る都道府県知事の確認の取消しについて所要の規定の整備を行うこと。(第三条第四項及び第五項関係)
- 二 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が一定規模以上のものをしようとする者は、都道府県知事に届け出なければならないものとし、都道府県知事は、その届出を受けた場合において、当該土地に土壤汚染のおそれがあると認めるときは、当該土地の土壤汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、環境大臣が指定する者(以下「指定調査機関」という。)に調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができるものとする。 (第四条関係)

第二 区域の指定等

一 措置実施区域

- 1 都道府県知事は、この法律による改正後の土壤汚染対策法(以下「新法」という。)の規定による土壤汚染の状況の調査の結果、土壤の特定有害物質による汚染状態が基準に適合せず、当該汚染による健康被害が生ずるおそれがあると認める土地の区域を、土壤汚染が存在し、当該汚染による健康被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置(以下「汚染の除去等の措置」という。)を講ずることが必要な区域(以下「措置実施区域」という。)として指定するものとする。 (第六条関係)
- 2 都道府県知事は、1の指定をしたときは、措置実施区域内の土地の所有者等に対し、当該措置実施区域において講ずべき汚染の除去等の措置等の事項を示して、当該措置実施区域内において汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該汚染が生じたことが明らかな場合であって、その行為をした者に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、その行為をした者に対し、指示するものとする。 (第七条第一項及び第二項関係)
- 3 2により都道府県知事から指示を受けた者は、2により示された汚染の除去等の措置(以下「指示措置」という。)又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置(以下「指示措置等」という。)を講じなければならないものとし、都道府県知事は、当該指示を受けた者が当該措置を講じていないと認めるときは、当該措置を講ずべきことを命ずることができるものとする。 (第七条第三項及び第四項関係)
- 4 都道府県知事は、2により指示をしようとする場合において、過失がなく当該指示を受けるべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認めるときは、その者の負担にお

いて、指示措置を自ら講ずることができるものとし、この場合において、当該指示措置を講ずべき旨等を、あらかじめ、公告しなければならないものとする。こと。(第七条第五項関係)

5 2により都道府県知事から指示を受けた土地の所有者等は、当該土地において指示措置等を講じた場合において、当該土地の土壤汚染が当該土地の所有者等以外の者の行為によるものであるときは、その行為をした者に対し、当該指示措置等に要した費用について、指示措置に要する費用の額の限度において、請求することができるものとする。こと。(第八条関係)

6 措置実施区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならないものとする。こと。ただし、指示措置等として行う行為等については、この限りではないものとする。こと。(第九条関係)

二 形質変更届出区域

1 都道府県知事は、土壤汚染状況調査の結果、土壤の特定有害物質による汚染状態が基準に適合しない区域であって、措置実施区域以外の区域を、当該土地の形質の変更をしようとするときにその旨を届け出ることが必要な区域（以下「形質変更届出区域」という。）として指定するものとする。こと。(第十一条関係)

2 形質変更届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、都道府県知事に届け出なければならないものとし、都道府県知事は、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が基準に適合しないと認めるときは、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができるものとする。こと。(第十二条関係)

三 雑則

1 土地の所有者等は、新法の規定によらず土地の土壤汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が基準に適合しないと認るときは、都道府県知事に対し、当該土地の区域を措置実施区域又は形質変更届出区域に指定することを申請することができるものとし、都道府県知事が、申請に係る調査が公正に、かつ、所要の方法により行われたものであると認めるときは、当該申請に係る土地の区域について、当該指定をすることができるものとする。こと。(第十四条関係)

2 都道府県知事は、措置実施区域の台帳及び形質変更届出区域の台帳を調製し、これを保管しなければならないものとする。こと。(第十五条関係)

第三 汚染土壤の搬出等に関する規制

一 汚染土壤の搬出時の措置

1 措置実施区域又は形質変更届出区域（以下「措置実施区域等」という。）内の土地の土壤（以下「汚染土壤」という。）を当該措置実施区域等外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行おうとする者を除く。）は、都道府県知事に届け出なければならないこととし、都道府県知事は、届出の内容が2及び3に違反していると認めるときは、届出の内容の変更を命ずることができるものとする。こと。(第十六条関係)

2 措置実施区域等外において汚染土壤を運搬する者は、基準に従い当該汚染土壤を運搬しなければならない

ものとする。こと。(第十七条関係)

- 3 汚染土壌を当該措置実施区域等外へ搬出する者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。)は、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならないものとする。こと。(第十八条関係)
- 4 都道府県知事は、汚染土壌の運搬を行った者が2の基準に違反した場合及び汚染土壌を当該措置実施区域等外へ搬出した者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行った者を除く。)が3の基準に違反した場合には、当該汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができるものとする。こと。(第十九条関係)
- 5 汚染土壌を当該措置実施区域等外へ搬出する者がその汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、その者、当該汚染土壌の運搬を受託した者及び当該汚染土壌の処理を受託した者は、当該汚染土壌の運搬及び処理の状況を管理票により管理しなければならないものとし、併せて、管理票及びその写しの保存義務、虚偽の管理票の交付等の禁止その他管理票に関し必要な規定を整備するものとする。こと。(第二十条及び第二十一条関係)

二 汚染土壌処理業

- 1 汚染土壌の処理(当該措置実施区域等内における処理を除く。)を業として行おうとする者は、汚染土壌の処理の事業の用に供する施設(以下「汚染土壌処理施設」という。)ごとに、当該汚染土壌処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないものとし、当該許可を受けた者(以下「汚染土壌処理業者」という。)は、基準に従い汚染土壌の処理を行わなければならないものとする等汚染土壌処理業者に係る規定を整備するものとする。こと。(第二十二条、第二十三条及び第二十六条関係)
- 2 都道府県知事は、汚染土壌処理業者により基準に適合しない汚染土壌の処理が行われたときは、当該汚染土壌処理業者に対し、当該汚染土壌の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができるものとする。こと。(第二十四条関係)
- 3 都道府県知事は、汚染土壌処理施設又は汚染土壌処理業者の能力が基準に適合しなくなったとき等は、汚染土壌処理業者の許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の停止を命ずることができるものとする。こと。(第二十五条関係)
- 4 汚染土壌の処理の事業を廃止した汚染土壌処理業者等は、汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置を講じなければならないものとする。こと。(第二十七条関係)

第四 指定調査機関

- 一 指定調査機関の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。こと。(第三十二条関係)
- 二 指定調査機関は、土壌汚染状況調査等を行う土地における当該土壌汚染状況調査等の技術上の管理をつかさどる者(以下「技術管理者」という。)を選任し、土壌汚染状況調査等を行うときは、技術管理者に当該土壌

汚染状況調査等に従事する他の者の監督をさせなければならないものとする。 (第三十三条及び第三十四条関係)

三 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等の業務に関する事項を記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならないものとする。 (第三十八条関係)

第五 雑則

一 汚染土壤を当該措置実施区域等外へ搬出した者、汚染土壤の運搬を行った者、汚染土壤処理業者及び汚染土壤処理業者であった者について、都道府県知事による報告徴収及び立入検査の対象とするものとする。 (第五十四条第三項及び第四項関係)

二 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の土地について、土壤の特定有害物質による汚染の状況に関する情報を収集し、整理し、保存し、及び適切に提供するよう努めるものとする。 (第六十一条関係)

第六 罰則

罰則について所要の規定を設けること。 (第六十五条から第六十九条まで関係)

第七 その他

一 この法律の施行期日について定めること。 (附則第一条関係)

二 汚染土壤処理業者の許可の申請は、この法律の施行前においても行うことができるものとする。 (附則第二条関係)

三 所要の経過措置を定めること。 (附則第三条から附則第十四条まで関係)

四 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第十五条関係)

五 その他所要の規定を整備するものとする。

土壤汚染対策法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成 21 年 4 月 16 日

参議院環境委員会

土壤汚染対策法の目的は国民の健康保護にあり、また、土壤汚染問題に対する国民の関心が高いことから、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

1. 自主的調査の申請制度については、関係業界との連携を密にして、これを実施するとともに、その施行状況をも踏まえ、引き続き、汚染対策の在り方について検討すること。
2. 汚染土壤の適正処理対策については、改正法に基づく措置が着実に実施されるよう都道府県を指導するとともに、不適正処理の実態把握に努め、適宜制度の見直しを行うこと。
3. 都道府県に対し、改正後の第六十一条第一項、第二項に沿って、土壤汚染に関する情報の収集、整理、保存及び適切な提供、及び公園、学校、卸売市場等の公共施設等の設置者が土壤汚染のおそれを自主的に把握することの促進に努めるよう趣旨を徹底すること。
4. 大規模な土地の形質変更に対する土壤汚染状況調査などの改正法に基づく施策が確実に行われるよう、施行のための準備を的確かつ早急に行うこと。
5. 土壤汚染の現状にかんがみ、未然防止措置について早急に検討を進めるとともに、工場等の操業中の段階から計画的に土壤汚染対策に取り組むための措置を検討すること。
また、土壤からの揮発経路による摂取リスクについても科学的知見を深めるとともに、土壤汚染による生活環境や生態系への影響の実態把握に努めること。
6. 国際会計基準へのコンバージェンスにおける資産除去債務の適用に際し、導入が円滑に図られるように周知徹底などに努めるものとし、また資産除去債務以外の環境債務についても適正な基準に関して調査・研究し、企業価値の向上や情報開示などを含めた検討を進めるものとする。その際、中小企業などが抱えている課題について配慮するよう努めるものとする。

右決議する。

第二次法改正関係

中央環境審議会土壤農薬部会土壤制度小委員会委員名簿

平成 28 年 12 月 7 日

(第二次法改正に関する答申案とりまとめ時点)

	氏 名	所 属
委員長	浅野 直人	福岡大学名誉教授
委 員	岡田 光正	放送大学学園 放送大学教授・教育支援センター長
臨時委員	浅見 真理	国立保健医療科学院生活環境研究部上席主任研究官
臨時委員	大塚 直	早稲田大学大学院法務研究科教授
臨時委員	谷口 靖彦	一般財団法人関西環境管理技術センター 理事長
臨時委員	平田 健正	放送大学学園 放送大学和歌山学習センター所長
臨時委員	細見 正明	東京農工大学工学研究院化学システム工学科教授
専門委員	勝見 武	京都大学大学院地球環境学堂教授
専門委員	駒井 武	東北大学大学院環境科学研究科教授
専門委員	阪本 廣行	一般社団法人日本建設業連合会環境委員会土木副産物部会長
専門委員	佐々木裕子	国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康研究センター客員研究員
専門委員	杉澤 元達	一般社団法人日本鉄鋼連盟 環境保全委員会委員長
専門委員	鈴木 康史	一般社団法人不動産協会環境委員会委員長
専門委員	高澤 彰裕	一般社団法人日本経済団体連合会環境安全委員会環境リスク対策部会環境管理ワーキング・グループ座長
専門委員	高橋 晴樹	全国中小企業団体中央会専務理事
専門委員	丹野 紀子	東京都環境局環境改善部土壤地下水汚染対策担当課長
専門委員	寺浦 康子	エンデバー法律事務所弁護士

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案の概要

土壌汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、土壌汚染状況調査の強化を図り、都道府県知事が汚染の除去等の措置内容の計画提出を命ずることとともに、一定の要件を満たす区域における土地の形質変更の届出及び汚染土壌の処理に係る特例制度の創設等の措置を講ずる。

背景

平成21年改正法(22年施行)の施行状況を点検した結果、以下の課題が明らかとなった。

〔課題1〕土地の汚染状況の把握が不十分

工場が操業を続けている等の理由により土壌汚染状況調査が猶予されている土地において、土壌汚染状況の把握が不十分であり、地下水汚染の発生や汚染土壌の拡散が懸念。

〔課題2〕汚染の除去等の措置に係るリスク管理が不十分

汚染の除去等の措置が必要な区域において、適切な措置が計画・実施されていない場合、是正の機会がなく、リスク管理が不十分。

〔課題3〕リスクに応じた規制の合理化が必要(※)

臨海部の専ら埋立材等に由来する汚染のある工業専用地域は、健康被害のおそれが高いが、大規模な土地の形質変更を行う場合は、その都度、届出・調査が必要。

基準不適合が自然由来等による土壌であっても、区域外に搬出される場合には、汚染土壌処理施設での処理が義務付けられており、工事に支障。

【参考】現行の土壌汚染調査・対策の流れ

調査

- 有害物質使用特定施設の使用の廃止時(操業を続ける場合猶予)
- 大規模な土地の形質変更時 等

汚染あり

区域指定

- ①要措置区域
(汚染の除去等の措置が必要な区域)
→ 都道府県知事が措置を指示
- ②形質変更時要届出区域
(汚染の除去等の措置が不要な区域)
→ 土地の形質変更を行う場合は、その都度、届出が必要

汚染土壌の搬出規制

- ①②の区域内の土壌の搬出の事前届出
- 区域外搬出は汚染土壌処理施設での処理のみ可能

※規制改革実施計画(平成27年6月閣議決定)において、平成28年度までに「臨海部の工業専用地域の土地の形質変更及び自然由来物質に係る規制の在り方について、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、結論を得て、措置する」とされている。

法律案の概要

1. 土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大(第3条)

調査が猶予されている土地の形質変更を行う場合(軽易な行為等を除く)には、あらかじめ届出をさせ、都道府県知事は調査を行わせるものとする。

2. 汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等(第7条)

都道府県知事は、要措置区域内における措置内容に関する計画の提出の命令、措置が技術的基準に適合しない場合の変更命令等を行うこととする。

3. リスクに応じた規制の合理化(第12条、第16条、第18条)

- ①健康被害のおそれがない土地の形質変更は、その施行方法等の方針について予め都道府県知事の確認を受けた場合、工事毎の事前届出に代えて年一回程度の事後届出とする。
- ②基準不適合が自然由来等による土壌は、都道府県知事へ届け出ることにより、同一の地層の自然由来等による基準不適合の土壌がある他の区域への移動も可能とする。

4. その他

土地の形質変更の届出・調査手続の迅速化、施設設置者による土壌汚染状況調査への協力に係る規定の整備等を行う。

施行期日(予定): 1~3. 公布の日から2年以内で政令で定める日、4. 公布の日から1年以内で政令で定める日

土壤汚染対策法の一部を改正する法律案要綱

第一 土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大

- 一 使用が廃止された有害物質使用特定施設の工場の敷地であった土地であって、健康被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたものについては土壤汚染状況調査が猶予されているところ、当該確認に係る土地の形質の変更を行う場合（軽易な行為等を除く。）には、当該土地の所有者等はあらかじめ届け出なければならないこととすること。（第三条第七項関係）
- 二 都道府県知事は、一の規定による届出を受けた場合は、当該土地の土壤の汚染状況について、当該土地の所有者等に対し、土壤汚染状況調査の結果を報告すべき旨を命ずるものとする。（第三条第八項関係）

第二 都道府県知事による汚染の除去等の措置命令制度の改善

- 一 都道府県知事は、土地の所有者等に対し、要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置等を示して、実施措置を記載した計画（以下「汚染除去等計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出すべきことを指示するものとする。（第七条第一項関係）
- 二 都道府県知事は、都道府県知事から指示を受けた者が汚染除去等計画を提出しないときは、その者に対し、汚染除去等計画を提出すべきことを命ずることができることとすること。（第七条第二項関係）
- 三 汚染除去等計画を提出した者は、汚染除去等計画を変更したときは、変更後の汚染除去等計画を都道府県知事に提出しなければならないこととすること。（第七条第三項関係）
- 四 都道府県知事は、汚染除去等計画の提出があった場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が技術的基準に適合していないと認めるときは、その提出があった日から起算して三十日以内に限り当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができることとすること。（第七条第四項関係）
- 五 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じなければならないこととする。（第七条第七項関係）
- 六 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に記載された実施措置を講じたときは、その旨を都道府県知事に報告しなければならないこととすること。（第七条第九項関係）
- 七 その他所要の規定を整備すること。

第三 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出制度の整備

- 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針に基づく一定の要件に該当する土地の形質の変更については、事後届出とすること。（第十二条第一項及び第四項関係）

第四 汚染土壌の処理に係る特例等

- 一 土壌の汚染が専ら自然に由来する等の一定の要件を満たす形質変更時要届出区域内の土地の土壌を他の同様の区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合等を、汚染土壌の処理の汚染土壌処理業者への委託を不要とする場合に追加すること。（第十八条関係）
- 二 国又は地方公共団体（以下「国等」という。）が汚染土壌の処理を行うことについて、国等と都道府県知事との協議が成立したときは、国等に対して汚染土壌処理業の許可があったものとみなす特例を定めること。（第二十七条の五関係）
- 三 その他所要の規定を整備すること。

第五 その他

- 一 一定規模以上の土地の形質の変更を行おうとする者は、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壌の汚染状況について、都道府県知事に対し、土地の形質の変更の届出に併せて土壌汚染状況調査の結果を提出することができることとすること。（第四条第二項関係）
- 二 区域指定が解除された要措置区域等の台帳を調製及び保管しなければならないこととすること。（第十五条第一項関係）
- 三 汚染土壌処理業の許可基準及び承継規定を整備すること。（第二十二条第三項及び第二十七条の二から第二十七条の四まで関係）
- 四 指定調査機関に係る変更事項について事後届出に変更すること。（第三十五条関係）
- 五 都道府県知事による情報収集事項として、当該都道府県の区域内の土地についての、土壌の特定有害物質による汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれに関する情報を追加すること。（第六十一条第一項関係）
- 六 有害物質使用特定施設を設置していた者は、当該土地における土壌汚染状況調査を行う指定調査機関に対し、その求めに応じて、当該有害物質使用特定施設において製造し、使用し、又は処理していた特定有害物質の種類等の情報を提供するよう努めるものとする。（第六十一条の二関係）
- 七 罰則の規定その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 附則

- 一 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第五については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。（附則第一条関係）
- 二 この法律の施行に伴う所要の経過措置等を定めること。（附則第二条から第六条まで関係）
- 三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の土壌汚染対策法（以下「新法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（附則第七条関係）

土壌汚染対策法の概要

(第二次改正後)

目的

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

制度

調査

①有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき(第3条)

- 操業を続ける場合には、一時的に調査の免除を受けることも可能(第3条第1項ただし書)
- 一時的に調査の免除を受けた土地で、900㎡以上の土地の形質の変更を行う際には届出を行い、都道府県知事の命令を受けて土壌汚染状況調査を行うこと(第3条第7項・第8項)

②一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第4条)

- 3,000㎡以上の土地の形質の変更又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900㎡以上の土地の形質の変更を行う場合に届出を行うこと
- 土地の所有者等の全員の同意を得て、上記の届出の前に調査を行い、届出の際に併せて当該調査結果を提出することも可能(第4条第2項)

③土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第5条)

④自主調査において土壌汚染が判明した場合に土地の所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請できる(第14条)

①～③においては、土地の所有者等が指定調査機関に調査を行わせ、結果を都道府県知事に報告

土壌の汚染状態が指定基準を超過した場合

区域の指定等

○要措置区域(第6条)

- 汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域
- 土地の所有者等は、都道府県知事の指示に係る汚染除去等計画を作成し、確認を受けた汚染除去等計画に従った汚染の除去等の措置を実施し、報告を行うこと(第7条)
 - 土地の形質の変更の原則禁止(第9条)

○形質変更時要届出区域(第11条)

- 汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む)
- 土地の形質の変更をしようとする者は、都道府県知事に届出を行うこと(第12条)

汚染の除去が行われた場合には、区域の指定を解除

汚染土壌の搬出等に関する規制

- 要措置区域及び形質変更時要届出区域内の土壌の搬出の規制(第16条、第17条)
(事前届出、計画の変更命令、運搬基準の遵守)
- 汚染土壌に係る管理票の交付及び保存の義務(第20条)
- 汚染土壌の処理業の許可制度(第22条)

その他

- 指定調査機関の信頼性の向上(指定の更新、技術管理者*の設置等)(第32条、第33条)
- 土壌汚染対策基金による助成(汚染原因者が不明・不存在で、費用負担能力が低い場合の汚染の除去等の措置への助成)(第45条)

(※) 指定調査機関は技術管理者を置く必要があり、この者の指導・監督の下、調査を実施する。技術管理者は国家試験に合格し一定の実務経験を有する必要があり、資格更新のため更新講習を修了することが必要

令和4年6月 発行

編集：環境省 水・大気環境局 土壌環境課

協力：一般社団法人土壌環境センター

発行：株式会社サンワ

ISBN978-4-600-01054-6

リサイクル適性[®]
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。


古紙パルプ配合率70%再生紙を使用